

可認局遞驛

明治十九年十一月廿日發兌

第壹年級

英吉利法律講義錄

第十號

英吉利法律學



目次

一代理法

(第八號
ノ續キ)

米國法律學士

菊地武夫

一私犯法

(第八號
ノ續キ)

法學士

奧田義人

一親族法

(第六號
ノ續キ)

法學士

山田喜之助

一日本刑法

(第六號
ノ續キ)

法學士

岡山兼吉

一經濟學

米國文學士

駒井重格

一英國刑法

(第八號
ノ續キ)

法學士

澁谷慥爾

一質問

(第八號
ノ續キ)

區域内ニ在ルヤ否ヲ判別スルモノナリ或判例ニ由レハ甲己レノ甲板
ヲ造ル爲メ其僕乙ヲシテ板ヲ削ラシメタリシニ乙ノ友丙細工場ニ來
リ煙草ノ火ヲ請ヒタルヲ以テ乙ハ何心ナク摺附木ヲ燃シテ火ヲ與フ
ル際火ハ鉋屑ニ燃付キ延ヒテ小屋及ヒ丁ノ家ヲ類焼セシメタリ是ニ
於テ丁ヨリ甲ニ對シテ損害要償ノ訴ヲ爲セリ而シテ此時ノ問題ハ乙
カ丙ニ火ヲ與ヘシハ主人ノ用ヲ達セシ時ト云フヘキヤ否ヤノコト
ニシテ種々爭論ノ末傭主即チ本人カ其責ニ任スヘシト判決セラレ
タリ

前回ニハ代理人ノ私犯ニ對シ本人カ第三者ニ對シ責任ヲ負擔スルハ
上タルモノハ下タルモノ、所爲ニ就キ責任ヲ負擔ス可シトノ法律格
言ニ依ルモノナリト云ヘリ併シ此上タルモノハ下タルモノ、所爲ニ
就キテ責任ヲ負擔スルト云フ格言ハ官吏ニハ適用セサルナリ例ヘハ

(-)Contractor
or
Independent Contractor

官省ノ課長局長ハ自己ノ配下ノ屬僚ノ所爲ニ就テハ責任ヲ負擔セサルナリ勿論自己ノ配下ナル僚屬ノ所爲ニ就キテモ長官ニ對シ責任ヲ負擔スルハ當然ナレトモ世間ニ對シテハ假令僚屬ノ所爲カ私犯ニ該ルモ課長局長ハ責任ヲ負ハスシテ僚屬各自其責メニ任スルモノナリ此法律格言ノ適用セラル、場合ハ主人ト奴僕ニ限ルコトヲ云ヒ又進テ通常ノ代理人ト奴僕トノ區別ハ代理人タルモノノ危害アル所爲ヲ爲ストキ又ハ或ル所爲ヲ爲スニ付キ危害アル方法ヲ用ヒントスルトキ本人ヨリ其危害アル所爲若クハ方便ヲ用フルヲ禁シタル時ニ於テ代理人タルモノ之ヲ止ムルノ義務アル場合ニ於テハ其代理人ハ奴僕ニシテ其義務ナケレハ通常ノ代理人ナリト云ヘリ又爰ニ必要ナル區別ハ奴僕ト請負人トノ區別ナリ何トナレハ請負人ニハ前ノ法律格言ヲ適用セサル規則ナレハナリ請負人トハ原語ニテ

「(一)コントラクトル」又「(一)インデペンント、コントラクトル」ト謂フ之ヲ直譯スレハ獨立ノ契約者ト云フ義ナリ然リ而シテ請負人ト請負ヲ依頼スルモノトノ間ニハ主人ト奴僕ノ關係無シ何トナレハ請負人ハ決シテ請負依頼者ノ指揮ヲ受クルモノニアラスシテ如何様ニ仕事ヲ爲スモ勝手ナレハナリ斯クノ如ク主僕ノ關係ナキヲ以テ請負人ノ所爲ニ就テ請負依頼者ハ責任ヲ負ハサルナリ例ヘハ大工カ普請ヲ請負ヒ工事中其過失ヨリシテ第三者ニ害ヲ加ヘタル時責任ヲ負擔スルモノハ請負依頼者ニアラスシテ請負人即チ大工自ラニ在リトス是ノ理論ハ幾段經過スルモ同様ニシテ請負人カ又更ニ他人ニ請負ハシメタル場合ニ於テハ請負人ハ下請負人ノ所爲ニ付テ責任ヲ負ハサルナリ併シ乍ラ茲ニ請負依頼者ニ於テ責任ヲ負擔スル場合アリ即チ法律ノ特命ニ依リ其人自ラ或ル所爲ヲ爲シ又ハ爲サ、ル義務アルトキハ其

務報酬ノ義 (二) Liability of Principal as to Agent.
 (三) Compensation.

所爲ヲ他人ニ爲サシメ以テ自ラ責任ヲ免ル、ヲ得ス例ハ法律ハ特別ニ甲ナルモノニ義務ヲ負ハシメタルトキ甲ハ乙ヲシテ之ヲ爲サシメ以テ自ラ責任ヲ免ル、ヲ得ス尙ホ實例ヲ設ケテ申セハ法律カ鐵道會社ニ命スルニ滌車ノ通過スル所ニハ必ス柵ヲ設ケヘシトノコトヲ以テシタルトキハ鐵道會社ハ請負人ヲシテ柵ヲ作ラシメタルニ柵ノ不完全ナルヨリシテ人若クハ獸類ニ損害ヲ與ヘタルトキハ鐵道會社自ラ責任ヲ負ハサルヘカラサルナリ何トナレハ法律カ特別ニ鐵道會社ニ柵ヲ設ケヘキ義務ヲ命シタルモノナレハ鐵道會社ハ何處迄モ此命ヲ遵奉セサルヘカラサルモノニシテ違法ノ責任ヲ他人ニ移スヲ得サレハナリ

本人ノ代理人ニ對スル責任

第一本人ハ其代理人ニ相當ノ報酬ヲ與フル義務アリ即チ本人ハ特別

ニ契約セサルモ必ス報酬ヲ代理人ニ與ヘサルヘカラサル義務アリト
 ス但特別^(四)ノ契約アルカ又ハ事務ノ性質ヨリシテ報酬ヲ與フルモノニ
 アラサルトキハ例外ナリ此規則ハ佛蘭西ノ法律トハ異ナリ佛國民法
 千九百八十六條ヲ見ルニ特約ナキ限りハ本人報酬ヲ與フル義務ナシ
 トセリ即チ法文ニ曰ク代人ヲ任スルニ付テハ報酬ヲ出スニ及ハス但
 シ之ニ反シタル契約アルトキハ格別ナリトスト此報酬ハ原語ニテ^(五)コ
 ムミツシヨン_下云ヒ手數料又ハ口錢ト譯スヘキナリ而シテ此手數料
 又ハ口錢ハ勿論契約ニテ定メ又契約ナキトキハ營業ノ習慣ヨリシテ
 定ムルモノナリ例ヘハ株式仲買人ニ株式賣買ヲ依頼スルトキハ百圓
 ニ付キ幾何ト定リアルヲ以テ之ニ依頼シタルトキハ必ス其金高ヲ報
 酬トシテ與ヘサルヘカラサルナリ又習慣及契約モ無キトキハ其報酬
 ノ多寡ハ裁判所ニ於テ定ムルモノトス

- (*) Divisible contract
 (七) Indivisible contract
 (八) Quantum meruit

サテ代理人カ報酬ヲ得ルニハ通常委任セラレタル事ヲ取扱ヒ終リタ
 ル後ニ於テスルモノナレトモ若シ本人ノ所爲ヨリシテ委任ノ事柄ヲ
 完了スルヲ得サルトキハ縱令半途ニシテモ報酬ノ全額ヲ得ルコトア
 リ何トナレハ此場合ニ於テハ本人カ代理人ノ委任事件ヲ取行フニ障
 碍ヲ爲シタルモノニシテ代理人ハ毫モ過失ナケレハナリ然シ乍ラ或
 ハ契約ニ由リ或ハ事務ノ性質ヨリシテ割合ヲ以テ報酬ヲ受ケ得ルコ
 トアリ又全額ヲ請求シ得ルコトアリ諸君ハ契約法ニテ聽カル、ナラ
 ンカ凡ソ契約ニハ分ツ^(六)ヘキ契約ト分ツ^(七)ヘカラサル契約トアリテ分ツ
 ヘキ契約ノトキハ報酬ヲ受クルニ割合^(八)ヲ以テシ分ツヘカラサル契約
 ノトキハ全額ヲ受クルコトヲ得ルモノナリ

然ルニ代理人ハ委任事務ヲ完結スルトモ手数料ヲ得ラレサル場合ア
 リ即チ其委任ノ事柄ノ不法ナルコトヲ知リツ、取計フタルトキ是ナ

(九)Advances
 (+)Warehouse Rent
 (±)Customs Duties
 (±)Freight

立替其他
 ノ費金支
 拂ノ義務

リ例へハ此物品ヲ密輸出セハ幾何金ヲ報酬トセント云フ契約ニテ税

關ノ檢査ヲ脱シ輸出ノ勞ヲ執ルト雖元ト密輸出ハ不正ノ事柄ナレハ

假令本人ヨリ報酬ヲ與ヘサルモ法律ハ敢テ救正セサルナリ

又代理人ニ於テ不正ノ事ヲ爲シ不注意ノ事ヲ爲ストキハ報酬ヲ得ル

コトヲ得ス例へハ本人ノ訓示ニ背キテ或事ヲ取計ヒタルカ又勘定ス

ヘキ時ニ勘定セサル等ノコトアレハ代理人ニ於テ報酬ヲ受クルヲ得

サルナリ

第二代理人ノ立替金其他ノ費用ヲ拂戻ス義務アリ勿論其費用タルヤ

委任ノ事柄ヲ執行スルニ付テ費用シタルモノニ限ルナリ例へハ藏敷

料海關稅船賃其他種々ノ費用ヲ立替ヘタルトキハ本人之ヲ拂ヒ戻ス

ノ義務アリトス而シテ此義務タルヤ假令委任ノ事柄ヲ完了セサルト

キト雖存スルモノニシテ敢テ委任ノ事柄ヲ達シタルト否トニ由リテ

代理人ノ
引留權

(十五)Lien of Agent (十三) Damages
(十四) Costs

義務ノ存否ヲ決セサルナリ又本人ハ代理人ノ立替ヘタル金ニ付キ利
足ヲ拂ハサルヘカラス其他代理人カ委任ノ事柄ニ付キ第三者ヨリ訴
ヘラレ損害賠償ヲ拂ヒ或ハ訴訟入費ヲ拂ヒタルトキハ契約ノ有無ニ
係ハラズ本人ハ之ヲ辨償セサル可ラサルナリ尤此場合ニテモ手數料
ノ時云ヘルカ如ク若シ代理人ニ於テ事業ノ不正ナルヲ知リツ、其事
業ニ費用シタル金額ハ本人之ヲ拂戻スノ義務ナシ例ヘハ前例ヲ再援
センニ密輸出ヲ企ルカ爲メ費シタル費用ノ如キハ之ヲ拂フノ義務ナ
キナリ〔私犯法ニテ凡ソ不正ノ事ヲ爲シタルヨリシテ損害ヲ受クルモ
法律ハ救正ヲ與ヘサルモノニシテ例ヘハ賭博ヲ行ヒ敗北シテ損害ヲ
受クルモノ之ヲ取戻スヲ得サルモノナリ〕
第三代理人ノ引留權
コノ第三ノ場合ハ本人ノ義務トシテ説明スルヨリハ寧ロ代理人ノ權

(七)Special Lien 種類
(六)General Lien 引留權ノ

(六)Lien

利トシテ申ス方便利ナレハ代理人ノ引留權トシテ講スヘシ即チ本人
カ或物品ヲ代理人ノ占有ニ置キ而シテ代理人ハ其物品ニ付キ金錢又
ハ勞力ヲ費シタルトキハ代理人ハ手數料其他ノ權利ノ抵償トシテ該
物品ヲ引留ムル權アリ之ヲ稱シテ引留權ト謂フ例ヘハ本人カ賣買仲
人ニ物品ノ賣却ヲ委任シ物品ヲ仲人ノ占有ニ置キタルニ若シ仲人ニ
於テ此物品ニ付キ立替金等ヲ爲シタルトキハ仲人ハ本人ノ返金セサル
間此物品ヲ引留置コトヲ得本人ハ之ヲ辨償セスシテ該物品ヲ取戻ス
ヲ得ス即チ代理人ハ返金ノ抵償トシテ物品ヲ引留置ク權利アリトス
凡引留權ハ自分ノ勞力若クハ金錢ヲ費シタル物品ニ付テノミ存スル
モノナレトモ之ヲ區別シテ二種類トス一般ノ引留權特別ノ引留權是
ナリ一般ノ引留權トハ債主ト負債主間ニ存スル諸勘定ニ就テ存在ス
ルモノヲ云ヒ特別ノ引留權トハ特別ノ金額ノ抵償トシテ特別ノ物品

件關引留權ニ
 スル條ニ
 (才) Conditions
 (三) Possession

ニ付テ存在スルモノヲ云フ通常代理人ノ引留權ハ特別ノ引留權即チ
 甲物品ニ費シタル勞力若クハ金錢ノ抵償トシテ甲物品ノミチ引留ル
 ノ權ナリ例ヘハ爰ニ茶千箱ノ賣買ヲ委托セラレタル仲人アリト假定
 シ其千箱ノ茶ヲ賣買スルニ就テ爲シタル立替金等ニ付キ此格段ナル
 千箱ニ對シテノミ存スル引留權ハ特別引留權ナリ又以前二千箱ヲ賣
 却シタル節ノ殘勘定ニ就キ此度ノ千箱ヲ引留メ得ル權利ハ一般ノ引
 留權ナリ然而シテ代理人ノ引留權ハ特別引留權ニ屬スルヲ以テ通常
 トス
 此引留權ノ成立ニ必要ナル條件ヲ左ニ列擧スヘシ
 第一 代理人ハ代理人ノ資格ヲ以テ引留ムヘキ物品ノ占有ヲ保タサ
 ル可カラス
 物品ノ占有ヲ保ツトハ現在物品ノ握有ヲ必要トスルニアラス奴僕又

ハ代理人ノ手中ニアルモ可ナリ約言スレハ占有トハ該物品カ自己ノ
管理内ニ存スルヲ謂フ然レトモ例令物品ヲ占有シ居ルモ引留權ノ生
セサル場合アリ即チ不正ノ所爲ヨリシテ其物品ヲ占有スルカ或ハ他
ノ權利ニ依リ例ヘハ代理人自己ノ所有物トシテ占有シタルトキ是ナ
リ
第二 引留權ヲ爲ス可キ債主額確定セサル可カラス
引留ヲ爲ス可キ債主額確定セスシテ後日ニ至リ増減變更ス可キモノ
ナレハ其抵償トシテ物品ヲ引留ムルヲ得サルナリ
第三 請求ス可キ金額ハ自分ノ權利ニ屬シテ且本人ニ對シ請求シ得
可キモノタルヲ要ス
故ニ代理人ノ勝手ニ使用シタル又代理人ニ支拂フ可キ金額アリトモ
其抵償トシテ本人ノ物品ヲ引留ルコトヲ得ス何トナレハ本人ト又代

引留權ノ
消失

理人トノ間ニハ直接ノ關係ナキノミナラス此請求權ハ又代理人カ第一ノ代理人ニ對シテ有スルモノニシテ第一ノ代理人カ本人ニ對シテ有スル所ノモノニ非サレハナリ

凡引留權ナルモノハ其引留メ居ル間ニ物品ヲ保存スル爲メ費シタル金額ニ付テハ存セサルナリ裏面ヨリ云フトキハ引留ヨリ以前ニ費シタル費用ニ限リテ存在スルモノナリ何トナレハ引留ナルモノハ本人ノ利益ニアラスシテ代人ノ利益ノ爲メナレハ其利益ヲ享クル代理人自ラ保存ノ費用ヲ拂ハサル可カラサレハナリ前ニ申ス如ク占有ハ引留權ニ必要ナル條件ナレハ其占有ヲ失フト同時ニ引留權ハ消滅スルモノナリ或ハ又物品ハ現在手中ニ在ルモ引留權ヲ拋棄シ本人一身ヲ信用スルトキハ亦此權消滅ス或ハ又特別ノ契約ヲナシ又ハ他ノ抵當ヲ取ルトキ亦同シ例ヘハ前ニ引キタル例ニテ茶千箱ノ外ニ抵當トシテ地

ナル所爲カ一個人ヲ害スルコトナルヤ一向是等ノ區別ハ立チ難キコトハ考ヘラル諸君見ルヘシ放火ヤ殺人ノ所爲ハ何レノ國ノ法律ニテモ公犯トシテ刑法ヲ以テ處置スルコトナルカ是レ等ノ所爲素ヨリ公益公安ヲ害スルニハ相違アルマシケレトモ一個人ヲ害セサルカト云フニ殺サレタル者ヤ火ヲ放タレテ其家屋ヲ燒カレタル者カアル已上ハ矢張一個人ヲ害スルニハアラスヤ之レニ反シテ英國ニテ私犯ナリト稱セララル不法ニ人ヲ監禁シタリ又紊リニ人ノ土地内ニ侵入シタリスル所爲ハ如何果シテ是レ一個人ノミチ害スルノ所爲ト云フヘキ乎放火ヤ殺人ノ所爲公安公益ヲ害スルト云ハ、監禁ヤ侵界モ又公益公安ヲ害スルノ所爲ト云フテ然ルヘシ何ソヤ斯ル所爲ニシテ屢ナルトキハ身體ノ自由權モ財產ノ所有權モ一日ト雖モ安全ナルコトヲ得サレハナリ況ンヤ英國ノ私犯法中ニハ讒謗犯モアリ又歐打犯モア

リテ讒謗毆打ノ如キハ私犯ナルカト思ヘハ刑法中ニモ同一ノ犯行アルニアラスヤ即チ是レ等ハ同一ノ所爲ニシテ公犯トモナリ又私犯トモナル犯行ナリト云ハサルヘカラス斯ル次第故公犯ナリトテモ何モ一個人ヲ害セスト云フ譯ニモアラス又私犯ナリトテ何モ社會ヲ害セスト云フ譯ニハアラサルヘシ故ニ論理上ヨリ云ヘハ公犯私犯ノ區別ヲ斯ル點ニ據テナスハ甚タ穩カラサルノミナラス恐クハデキ得ヘキコト、謂ツヘシ殊ニ國々ノ法律ニ據テ一國ノ私犯トナス所爲ハ他國ニテハ公犯トナスモノアリ又一國ノ公犯トナスノ所爲ハ他國ニテ私犯トナスモノアリ甚タシキニ至テハ一國ニ於テハ正當ナリトナスコトモ他國ニテハ犯罪トナスカ如キノ例ハ素ヨリ少ナカラスサレハ所爲ノ種類ニ據テ之レカ區別モ又爲シ得カラサルコト、モナリ

第二、公犯ニ於テハ爲害者ノ念慮如何ヲ問ヒ私犯ニ於テハ之レヲ問

是レ又世上論者カ公犯私犯ノ區別ヲ説クニ當テ提出スル論據ノ一ナ
リ去リナカラ此論據モ未タ以テ之レカ區別ヲ明カニスルニ足ラサル
ノミナラス實際世界各國ニ於テ行フ所ノ法律ニ徴シテモ此論據ノ採
ルニ足ラサルヲ知ルヘシ各國カ其刑法ヲ以テ公犯トシテ論スル所ノ
所爲ハ如何ナルモノナルヤヲ見ヨ敢テ爲害者カ惡念ヲ抱キテ行ヒタ
ル所爲ノミヲ公犯トスルニアラサルハ勿論時ニ或ハ嘉スヘキ慫ムヘ
キ念慮ノモノニテモ公犯トシテ論スル事甚タ多シ加之全ク念慮ナク
シテ犯シタル所爲ニテモ尙ホ且ツ公犯トシテ論スルコトアルニアラ
スヤ例ヘハ子タル者カ其親ノ貧困ニ迫リ將サニ餓死セントスルヲ見
テ心他ヲ顧ミルニ違アラス一心親ノ生命ヲ救助セント欲シ他人ノ財
産ヲ盜ミ之レヲ其親ニ供シタル場合ノ如キハ如何他人ノ財産ヲ盜ミ

タルハ素ヨリ嘉スヘキ所爲ニアラス又他人ノ財産ヲ盜マント欲スル
念慮ハ良念ト云フヘカラサレトモ其之レヲ起サシメタル源ニ遡テ能々
其心中ヲ吟味セハ畢竟親ニ孝ヲナサントノ一念ヨリ出テタルモノナ
ルヲ以テ法律以外ノ目ヨリ見レハ實ニ愍ムヘキ又嘉スヘキ所ナシト
セサルナリ然レトモ盜賊ハ法律ノ禁スル事ナレハ其念慮ノ愍ムヘキ
又嘉スヘキ所アルニ拘ラス何レノ國ニテモ之レヲ公犯トシテ刑法ニ
問ヘリ又本邦ノ實例ニ徴シテ吉田松蔭、平野國臣、賴三樹等先師ノ事蹟
ヲ見ヨ其念慮ヨリ論スレハ世ヲ亂サントシタルニアラス人ヲ殺サン
トシタルニアラス又之レヲ苦ニ陷レンコトヲ望ミタルニアラス却テ
忠君愛國ノ念慮胸中ニ充滿シ飽マテモ君ヲ助ケ世ヲ救ハント欲シ千
苦萬難ヲ嘗メタルコトハ照々乎トシテ明カナレハ世人モ其心ヲ嘉ミ
シ又之レヲ愍ムニアラスヤ然レトモ幕府ハ是レ等ノ先師ヲシテ終ニ

小塚原等ノ鬼トナラシメタリ忠臣四十七士ノ念慮ハ人之レヲ嘉ミシ
又之レヲ愍ムニアラスヤ然レトモ時ノ法律ハ終ニ是レ等ノ士ヲ泉岳
寺ノ鬼ト化セシメタリ時ノ古今ヲ問ハス洋ノ東西ヲ論セス此ノ如キ
ノ類例牧擧ニ違アラス本邦現行ノ刑法ヲ見テモ第三百十七條十八條
及十九條ニ示ス所ノ過失殺傷ノ罪ノ如キ決シテ人ヲ殺傷スルノ念慮
アルニアラス又意志アルニアラサルモ尙ホ且ツ之レヲ公犯トシテ科
スルニ刑ヲ以テセリ是ニ據テ之レヲ視レハ公犯必スシモ念慮如何ニ
由ルモノニアラサルナリ畢竟刑法カ一ノ行爲ヲ罰スル所以ノモノハ
同一ノ行爲ヲシテ再ヒ生セシメサランコトヲ期スルニアレハ刑法ハ
此目的サヘ達スレハ則チ足レリ而シテ其刑法ノ罰スル所ハ公益公安
ヲ害スルモノト認メラレタル行爲及ヒ其結果ニ在レハ犯シタル人ノ
念慮ノ惡ムヘキモ又愍ムヘキモ又或ハ嘉ミスヘキモ斯ル念慮ノ如何

ニハ更ニ關セス苟モ其行爲及其結果ニシテ公益公安ヲ害スル傾キアルモノタルトキハ均シク之レヲ罰セサルヲ得ス何トナレハ犯シタル人ノ念慮ハ愍ムヘキモ又嘉ミスヘキモ又或ハ惡ムヘキモ其行爲及ヒ之レカ結果ニ至テハ則チ一ナレハナリ一例ニ依テ之レヲ云ヘハ竊盜ニ由リテ害ヲ受クルモノハ竊盜ニ遇ヒタル者ノミニ相違ナケレハ一人ノ財産ヲ盜ミタルノ行爲ハ直ニ公益公安ヲ害スルモノトハ云フヘカラサルモ斯ル事柄ノ屢生スルコトアルニ至レハ犯人ノ念慮ハ如何ナルトモ終ニハ公益公安ヲ害スルニ至ルヘケレハ罰セサルヲ得スト云フノ意ナリ子カ親ノ爲メニ竊盜シテ罰セラレ吉田松蔭其他ノ先師カ小塚原ノ鬼トナリ忠臣義士カ泉岳寺ノ鬼ト化シタルカ如キ皆ナ此主意ニ外ナラサルヘシサレハ念慮ノ善惡ヲ吟味スルハ罪ノ輕重ヲ定ムルニハ必要ナルヘケレトモ罪即チ公犯ヲ組織スルニハ何モ必要ナ

ラサルコト、知ラサルヘカラス私犯ニ於テモ同様ニテ念慮ノ善惡ハ賠償金ノ高チ加減スルニハ必要ナルモ私犯ヲ組織スル必要ノ元素ニハアラサルナリ斯ル譯ナレハ公犯私犯ノ別方犯人ノ念慮ヲ問フト問ハサルトニ由テ始メテ定マルモノニアラサルコト明ケシ

已上ハ世上論者カ公犯私犯ヲ區別スルニ當テ提出スル所ノ論據ノ信スルニ足ラサルコトヲ講明シタルモノニシテ畢竟公犯私犯ノ區別ハ斯ル理窟ニ基キタルモノニアラサルコトヲ證シタルナリ然ラハ何ニ據テ斯ル區別ヲ立タルモノナルカト云フニ是レ皆ナ行爲及ヒ行爲ニ伴フテ生シタル結果ノ如何ニ據リタルモノト謂フノ外ナカルヘシ語ヲ換ヘテ之ヲ云ヘハ行爲及ヒ行爲ニ伴フテ生スル結果公益公安ヲ害スルノ傾キアリト認ムルトキハ主權者ハ之レヲ公犯トシテ處分シ行爲及ヒ行爲ニ伴フテ生スル結果公益公安ヲ害スルノ傾少ナク一個人

○チ○害○ス○ル○コ○ト○大○ナ○リ○ト○認○ム○ル○ト○キ○ハ○之○レ○チ○私○犯○ト○シ○處○分○ス○ル○ニ○外○ナ○
○ス○結○局○主○權○者○ノ○意○思○ニ○據○テ○定○マ○ル○區○別○タ○ル○ニ○過○キ○サ○ル○ナ○リ○故○ニ○佛○國○
○或○ハ○本○邦○等○ニ○於○テ○公○犯○ト○ナ○シ○處○分○ス○ル○ノ○所○爲○モ○英○國○其○他○ニ○於○テ○ハ○之○
○レ○チ○私○犯○ト○シ○英○國○其○他○ニ○於○テ○私○犯○ト○シ○處○分○ス○ル○所○爲○モ○佛○國○或○ハ○本○邦○
○等○ニ○於○テ○ハ○之○レ○チ○公○犯○ト○ナ○ス○ノ○類○例○少○ナ○カ○ラ○ス○又○時○代○ノ○變○遷○ニ○由○リ○
○昔○時○ニ○私○犯○タ○リ○シ○所○爲○モ○今○ハ○公○犯○ヲ○以○テ○論○ラ○セ○ル○、○ア○リ○昔○時○ニ○公○犯○
○タ○リ○シ○所○爲○モ○今○ハ○私○犯○ヲ○以○テ○處○分○セ○ラ○ル○、○モ○ア○リ○即○チ○場○所○ト○時○ノ○異○
○ナル○ニ○由○リ○テ○主○權○者○ノ○意○見○モ○大○ニ○異○ナル○所○アル○ナ○リ○
○斯○ク○ノ○如○ク○其○レ○公○犯○私○犯○ノ○區○別○ハ○主○權○者○ノ○意○ニ○據○テ○定○マ○ル○モ○ノ○ナ○レ○
○ト○モ○之○レ○チ○外○形○上○ヨ○リ○區○別○セ○ハ○左○ノ○圖○ノ○如○ク○ナル○ヘ○シ○

カ婚姻繼續中ニ仕拂フト否トニ由リテ大差違ヲ生ス可シ而シテ其不公
 平ハ獨リ夫妻間ノミナラス債主ニ於テモ又然リ何トナレハ夫生存スル
 トキハ負債ヲ拂受クルコトヲ得死後ハ損害ヲ受ケサルヲ得サレハナリ
 夫死シテ後妻生存スルトキハ妻ノ負債ハ曾テ夫ニ仕拂ノ義務アリシ
 モノナレトモ再ヒ妻ニ仕拂ノ義務ヲ生スルモノナリ
 此等ノ場合ヨリ考フルトキハ婚姻ノ繼續中ハ妻ノ權利一時停止シタ
 ルモノト云フカ正當ナリトス

第四篇 私犯上ニ生スル婚姻ノ結果

前回ニハ契約上ヨリ生スル夫ノ責任ヲ述ヘシカ今回ハ之ト同様ナル
 私犯上ヨリ生スル夫ノ責任ヲ述フヘシ
 私犯ノ場合ニ於テモ婦人ハ他人ノ妻ナルト處女タルトニ由リテ大ナ
 ル區別アリ又妻ニ對シテ犯シタル私犯ト妻ノ犯シタル私犯トヲ區別

私犯上ニ
 生スル婚
 姻ノ結果

セサルヘカラス

先ツ妻ノ犯シタル私犯ヨリ述フレハ妻ハ不能力者ナルヲ以テ私犯上ノ損害ヲ拂フ義務ナク又之ヲ受取ルノ權利ナキナリ即チ一旦結婚シタル上ハ其權利義務ハ皆夫ノ權利義務トナルヲ以テナリ

然レトモ刑事事ノ場合ニ於テハ變例ニシテ妻ト雖モ固ヨリ其責任ヲ負ハサルヘカヲサルモノアリ乍併其責任ハ大ニ緩クシテ妻ノ刑事犯ニ付テハ法律ハ大抵之ヲ夫ノ教唆ニ出テタルモノト爲シ夫ニ其義務ニ負ハシムルカ如シ然レトモ刑事上ノ事柄ハ茲ニ説明セスシテ或所爲カ私犯ナルコトヲ説明セハ足ルヘキナリ

尤或所爲カ私犯ナルト同時ニ又刑事犯ナルコトアリ例ヘハ人ヲ打テハ私犯ナルト共ニ毆打犯トナルヘケレハナリ然レトモ是等ノ場合ニ於テハ刑事上ノ責任ハ妻カ負フヘキモ夫ヲシテ私犯上ノ責任ヲ負ハ

シムルヲ通例トセリ日本ニ於テ治罪法中ニ民事擔當人アリテ他人ノ
犯罪ヨリ生セシ損害ヲ負擔セシムルカ如キ即チ此例ニシテ英國ニテ
ハ妻ノ犯罪ニ付テハ夫カ民事擔當人タルノ責任アリ妻詐欺又ハ其他
ノ私犯アルトキハ其私犯ハ婚姻繼續中ハ勿論繼續中ニアラス例ハハ
處女タリシ時之ヲ犯シ後結婚セシ場合ニ於テモ夫カ其責任ヲ負フハ
キハ一ノ原則ナリ而シテ其私犯タル夫ノ目前ニ於テ犯シタルト否ト
ヲ區別スルヲ要ス若シ夫ノ目前ニテ犯シタル時ハ夫獨リ其責ヲ負ヒ
夫ノ目前ニアラサレハ前述セルカ如ク其責尙^ホ夫ニアリト雖モ如何ナ
ル理由ニヨリテ然ルカノ意ヲ正セハ妻ハ只犯者トシテ損害賠償ノ義
務ハ之ヲ夫ニ負ハシムルニ止マルナリ故ヲ以テ訴訟手續ニモ亦差違
ヲ生シ夫ノ目前ニテ犯シタル時ハ夫獨リ其責ニ任スルヲ以テ被害者
ハ只夫ノミヲ訴フヘシト雖モ夫ノ目前ニアラサル時ハ夫ハ俗ニ所謂

引受人ナルヲ以テ夫妻連帶ヲ以テ之ヲ訴ヘサルヘカラス換言セハ夫ノ責任ハ有制限ノモノト云フヘシ

若シ夫死スルカ又ハ離婚スルトキハ一切ノ損害ハ妻之ヲ辨償セサルヘカラス又妻ハ何處迄モ加害者タルノ責任ヲ免カル、コトヲ得サルナリ

妻若シ他人ヨリ私犯又ハ其他ノ損害ヲ受クルトキハ夫妻連帶ニテ原告トナリ之ヲ訴フヘク若シ又財産ニ對スル私犯ニテ財産所有ノ名義夫ニアルトキハ夫一人ニテ之ヲ訴フヘシ

一例ヲ以テセハ醫師ノ不注意ニテ妻ニ創傷ヲ被ラセシトキハ數多ノ損害ヲ生スヘシ妻ハ病人ニテ醫師ヨリ相當ノ治療ヲ受クヘキ權アリ然ルニ醫師之ヲ爲サ、レハ妻ハ之ヲ訴フルノ權利アリ夫モ亦妻ト共ニ之ヲ訴フルノ權利アリテ醫師ノ不注意ヨリ妻ニ害ヲ加フレハ尙之

妻ノ動産
上ニ生ス
ル婚姻ノ
結果

ニ向テ損害要償ノ權アルナリ而シテ夫自身ニ其害ヲ受ケタルトキハ
獨リ之ヲ訴フヘク妻カ犯サレタルトキハ夫妻連帶ニテ之ヲ訴フヘシ
コレ妻ノ婚姻前後ニ付テ區別ナキモノトス乍併夫カ妻ニ向テ有スル
權利ハ婚姻後ニ生スルコト勿論ナリ

前述ノ如ク妻カ損害ヲ受ケ他人ニ向テ其辨償ヲ要求シテ得タル金額ハ
夫ニ屬シ夫妻共ニ損害ヲ受ケタルトキハ二個ノ私犯トシテ互ニ起訴ス
ヘキモノナルカ故ニ此ノ如キ場合ニハ夫ト妻トヲ區別セサルヘカラス
第五篇 妻ノ動産上ニ生スル婚姻ノ結果

英吉利法律ニテハ動産ヲ二種ニ區別シ一チ占有産トシ金錢家財其他
通常有形ノ財産皆此部ニ屬シ第二ハ訴訟産ニシテ證書及爲換手形ノ
類ヲ謂フナリ然シテ此占有産ト訴訟産トハ他ノ法律ニモ往々生スル
區別ニシテ格別困難ナル區別ニモアラサレハ茲ニ之ヲ説明セントス

占有産ハ獨リ財産ヲ有スル者カ所有權ヲ有スルノミナラス物件上ニ
權利ヲ行フヲ得ルモノニシテ正確ニ之ヲ言ヘハ物件上ニ權利ヲ附ス
ト謂フヘキナリ例ヘハ書物ノ如キハ占有産トス何トナレハ之ヲ余カ
所有セハ余カ權利ハ只有形ナル書物ニアリテ直ニ之ヲ處分シ消費シ
得ル格段ナル物ノ上ニ權利ノ附着スルモノニシテ其物品ヲ占有スル
モノナレトモ訴訟産ハ之ニ反シ甲カ乙ニ金百圓ヲ貸與シタリトセン
ニ甲ハ百圓ノ證書ヲ以テ乙ニ向テ之ヲ請求スル權利ナルモ其權利ノ
附着セル物件ニ非ラスシテ其證書ハ只權利アルノ證據ニシテ證書ハ
有形ナリト雖モ占有産ニアラサルナリ然ラハ則甲ノ權利ハ如何ナル
モノト云フニ乙ヨリ百圓ヲ得ル權利ヲ有シ其金圓ヲ受取り初メテ占
有産トナルモノニシテ物件ニ權利ノ附着スルモノニアラス爲替手形
ノ如キモ亦然リ然レトモ版權商標等ハ占有産ニシテ訴訟産ニアラサ

ルナリ
 此ノ如ク占有産ト訴訟産トハ其區別ニ由テ結果ヲ異ニスレトモ之ヨ
 リ二種何レニモ適用セラルハ原則ヲ述フヘシ
 前述セル如ク妻ノ動産ハ其婚姻前ニ有セルモノト婚姻後得タルモノ
 トヲ問ハス總テ夫ノ所得ニ屬スルヲ以テ原則トシ又妻ノ給料收益及
 ヒ職業ニ従事シテ得タル金錢等ハ總テ夫ノ有ニ屬ス故ニ婚姻アレハ
 茲ニ一ノ大ナル引渡アリト云フヘシ何トナレハ妻ノ所有財産ハ皆夫
 ニ屬スル一大原則アレハナリ而シテ今此二種ノ區別ニ就テ言ヘハ占
 有産ナレハ夫完全所有權ヲ得訴訟産ナレハ限制所有權ヲ得ルモノト
 ス以下占有産及訴訟産ヲ各別ニ論スヘシ
 第一 占有産 占有産ハ妻ノ婚姻ト共ニ夫完全ニ所有權ヲ得セシム
 ルハ前述セルカ如ク既ニ夫力之ヲ得ルヲ以テ妻ノ承諾ノ有無ヲ問ハ

ス自由ニ之ヲ處分スルコトヲ得又存生中ニ之ヲ爲シ得ルノミナラス
 死後ト雖モ尙遺囑證書ニ由テ之ヲ處分スルコトヲ得夫若シ死去セハ
 他ノ財産ト同シク遺產管理人ニ移轉シ妻ハ毫モ其財産ヲ處分スルコ
 トヲ得サルナリ
 第二 訴訟産 此ノ訴訟産上ニ夫ノ有スル權利ハ前述ノ如ク完全ノ
 モノナラス然レトモ夫ハ之ヲ完全ノモノトスルコトヲ得ルナリ而シ
 テ其手續ハ如何ニト云フニ畢竟之ヲ自己ニ移轉セシムレハ可ナリ然
 ラハ則其方法ハ如何ニト云フニ貸金證文ナレハ金ヲ受取り自己ノ所
 有トスルカ公債證書ナレハ自己ノ名義ニ改ムルカ如キ即チ法律上世
 人ヲシテ見テ以テ自己ノモノト信セシムレハ可ナリ法語之ヲ訴訟産
 ナ掌握スト云フ
 夫ニ於テ妻ノ財産ヲ自己ノ所有トセシトキハ代理人ヲシテ妻ノ訴訟

產ヲ掌握セシムルコトヲ得ヘシ
妻ノ訴訟產ハ夫ニ於テ掌握ノ所爲ヲ必要トスルカ故ニ夫若シ之ヲ掌
握セサレハ妻ニ於テ依然所有スルコトヲ得ルモノトス

英國習慣法ニ從ヘハ訴訟產ハ讓渡スルコトヲ得ス然レトモ現行法ニ
於テハ或手續ヲ盡セハ之ヲ讓渡スコトヲ得ルモ貸金ノ如キハ讓渡ス
コトヲ得サルナリ

又英國習慣法ニハ妻ノ「エクイテ」ナルモノアリ是レ妻ノ利益ノ爲メ
ニ設ケシ一種ノ特權ニシテ此特權ハ衡平法上ノ保護ニヨリ成立シタ
ルモノニシテ其制度ヲ尋ヌレハ妻ノ財産ノ幾分ヲ割取シ妻又ハ子ノ
爲メニ利益ヲ與フル制度ナリ即チ夫タル者妻訴訟產ヲ掌握セントシ
テ衡平法衙ヲ煩ストキハ法衙ニテ夫ノ申述ヲ聽キ其相當ト思惟スル
額ヲ與ヒ其幾分ヲ母子ニ與フルナリ是レ蓋シ何レノ財産ニテモ然ル

ニ非ス只衡平法衙ニ訴出スルヲ要スルモノニ限ルカ故ニ不確定即チ
不安心ノ保護法ナリトス
妻カ如此特權ニテ受取ル金額ハ不定ニテ裁判官ノ見込ニ由ルモノニ
シテ之カ見込ヲ爲スニハ妻ノ財産ノ有無ヲ問フヘク妻ニ於テ殊更ニ
之ヲ有セハ保護ノ必要ナキナリ尤夫カ不行跡ニテ消費ノ恐レアレハ
妻ノ得分多ク妻ニ於テ不身持ナレハ妻ノ得分少キカ如ク全ク衡平法
衙ノ判事ノ見込ニヨルモノニシテ又之ニ就テ云フヘキハ今後屢々出ツ
ルモノニテ判事ノ見込ト云フハ英法ニテハ判事ヲ以テ最モ貴重ナル
モノトシ判事ハ國民ノ權利義務ヲ保護スル國民ノ後見人トス故チ以
テ判事ノ取舍ヲ委スルモノ多シ然ルニ東洋又ハ佛國杯ノ考ハ判事ノ
誤判又ハ權利ノ暴用ヲ恐レルトモ英國ニテハ然ラス蓋シ一國ニ於テ
ハ信認スヘキモノナカルヘカラス社會ニ信認スヘキモノナケレハハ

婚姻ヨリ
生スル妻
ノ不動産
ニ係ハル
結果

准不動産

不都合ニシテ英國ニテハ判事之ヲ引受ケ信認者ノ位地ニアリ佛國ニ
テハ行政權強クシテ司法權微弱ナルヲ以テ判事ハ現ニ檢事長又ハ檢
事ノ監督ヲ免レサルモノナリ

第六篇 婚姻ヨリ生スル妻ノ不動産ニ係ハル結果

英國ニテハ不動産ヲ二個ニ區別シ第一ヲ不動産トシ第二ヲ准不動産
トス

不動産トハ誠ニ見易キモノニシテ土地及家屋ノ類ヲ云ヒ准不動産ト
ハ決シテ持參シ得ヘキモノニアラス即チ小作權及ヒ他ニ二三種アリ
テ茲ニハ啻小作權ヲ必要トスヘシ

第一 准不動産

妻ノ准不動産ニ對シテ夫ノ有スル權利モ幾分カ訴訟産ニテ似タルモ
ノアリ夫カ之ニ就テ有スル所有權ハ不完全ニシテ完全ナルモノニア

ラス然レトモ訴訟産ノ場合ニ於ケルカ如ク妻ノ存在中ニ自己ノ有ト
ナシ其承諾ナク賣買讓渡又ハ質入スルコトヲ得然レトモ此ノ如キ所
爲ヲ爲スハ婚姻ノ繼續中ニ限ルモノニシテ夫早ク死去シテ此等ノ手
續ヲ爲サ、ル時ハ妻ノ所有トナルナリ
由是觀之恰カモ夫妻ノ共有物ノ如キモノニシテ夫死去セハ妻ノ利益
トナルモノニシテ又夫ニ於テ何時ニテモ自己ノ所有物トナスコトヲ
得ルヲ以テ其債主ハ負債ノ辨償ニ充ツル爲メ之ヲ差押ブルコトヲ得
夫ハ自己ノ生存中ノミナラス其死后ト雖モ尙ホ遺囑證書ニ由リテ之
ヲ讓渡スルコトヲ得ルナリ而シテ夫カ妻ノ准不動産ヲ得タル時ハ亦
之ニ固着スル義務ヲモ負擔セサルヘカラス例ヘハ英ノ習慣ニテ不動
産ニ年金ヲ負ハスルモノアリ若シ妻ノ准不動産カ年金ヲ負擔セシ時
ハ夫ニ於テ之カ義務ヲ盡サ、ルヘカラサルカ如シ

前段ニ於テ夫カ妻ノ准不動産上ニ所有權ヲ行ヒタル時ハ其所有物トナルコトヲ述ヘシカ是レ制限アルノ意味ニテ自己ノ所有物トスルノ意ニテ其所爲ヲナセハ所有物トナルヘキモ若シ偶然ナルトキハ固ヨリ其權利ヲ得ヘカラス例ヘハ夫カ妻ノ准不動産ヲ抵當トシテ他人ヨリ金圓ヲ借用セシ場合ニ於テ抵當權ヨリ觀察ヲ下セハ各人自己ノ所有物ニアラサレハ抵當トスルコトヲ得ス而シテ夫ノ抵當セルハ自己ノ所有物ナリトノ證據トスルコトヲ得ス蓋シ意思ナクシテ使用スルコト能ハサルニアラス何トナレハ支拂ノ保證ニ止マリテ支拂既ニ終レハ義務ナク又之ヲ怠ル時ニ於テ債主ヲ安心セシムル爲メニ抵當トスルモノナレハナリ故ニ單ニ保證タルニ止マレハ所有者タルノ行爲ヲ盡スト云フヘカラス於是乎金額ノ支拂ヲ終レハ即チ妻ノ所有トナルモノナリ

夫ノ或所爲ニ由テ妻カ准不動産ヲ占有スル生存權ヲ有スルコトアリ
 詳言セハ夫先キニ死シ妻生存セハ准不動産ハ妻ノ得テ生存權アリト
 ス然ルニ夫ノ所爲ニテ夫死スルモ妻ニ於テ准不動産ヲ有スルノ權
 ナ失フコトアリ左ニ之ヲ掲ク

第一 小作權ヲ夫ニ移スコト

第二 夫ノ犯罪

第三 土地ヲ荒蕪スルコト

第四 夫ノ債主妻ノ准不動産ニ對シテ裁判執行ヲ遂ケタル場合
 尙此外ニ數多アリト雖モ甚タ必要ナラスシテ前掲ノ場合ニ於テモ尙
 無理ナルモノアリトス

第二 不動産

純然タル妻ノ不動産上ニ夫ノ得ヘキ權利ハ前述ノ場合ト其趣ヲ異ニ

シテ即チ婚姻ニ由テ夫ノ得ヘキ權利ハ收實權ノミニシテ即チ不動産ヨリ生スル利益ヲ得ルニ止マリ不動産自身ヲ所有スルコトヲ得サルナリ例ヘハ妻ノ家屋ノ店賃及ヒ土地ノ小作料ノ如キ妻ノ所有物ヨリ生スル利益ヲ得ルニ止マリ實地其物品ヲ所有スルコトヲ得サルカ如シ

夫ノ收實ヲ得ル權利ハ自ラ制限アル權利ニテ夫妻兩方ノ生存間ニ限リテ夫若シ死去スル時ハ自己ニ於テ收實權ヲ失フハ勿論ニシテ妻死去スルモ亦夫收實權ヲ失フナリ夫生存シテ妻死去スルトキハ夫婦間ニ於テ子孫ノ有無ニテ差異ヲ生スルモノニシテ妻死スルモ其子アルトキハ夫之カ收實權ヲ得妻死シテ子ナケレハ夫ニ於テ之カ權利ヲ有スルコトヲ得ス

右ニ述フル如ク婚姻ニヨリテ妻ハ自己ノ財産權ヲ夫ニ移スト雖モ是

レ只動産ニ止マリ不動産ハ依然妻ノ所有タルヘキモノナリ
 由是觀之古昔社會ニ於テハ動産ハ僅少ニシテ妻ト雖モ重ナル財産ヲ
 奪取セラレサルナリ而シテ妻ノ所有物ハ夫ノ有ニ歸スルト云フモ婚
 姻ニテ其所有物ヲ奪ハルハ動産ニ限ルコトナリ今日ニテハ動産多
 クシテ不動産少ナキカ故ニ其多數ヲ夫ニ占有セラレタルカ如キモ往
 昔ニアリテハ豪族貴人ノ女ハ敢テ其夫ニ財産ヲ奪取セラレサリシナ
 リ
 斯ノ如ク不動産ニ對シテ夫妻トモ其權利ヲ異ニシ夫ハ收實權ヲ得妻
 ハ所有權ヲ有スルヲ以テ收實權ニ侵害ヲ蒙ムルトキハ夫之ヲ訴ヘ若
 シ所有權ナルトキハ妻一人ノ損害ニシテ此場合ニ於テハ連名ニテ之
 ヲ訴フルヘキモノトス
 妻ノ不動産上ニ有スル夫ノ利益ハ純然タル夫ノ利得ナルヲ以テ夫ノ

ル爲メ左ニ表ヲ掲ケテ之ヲ示サン

(七九條) 十二歳以下無罪
但滿十六歳ニ過キサル間懲治場ニ留置スルコトヲ得

未丁年
(滿二十年以下)

(八〇條) 十二歳以上十六歳以下
重罪 其處爲是非ヲ辨別セサルトキ無罪
輕罪 其處爲是非ヲ辨別スルトキ有罪
但二等減

(八三條) 違警罪有罪
但一等減

(八一條) 十六歳以上二十歳以下
重罪 一等減
輕罪 有罪

(八三條) 違警罪
減等ナシ

第五回

前回ノ講義ニ於テ未丁年者ノ表ヲ掲ケシヲ以テ諸君ハ既ニ刑法上未
丁年者ノコトヲ了知セラレシナランカ必竟未丁年者ノコトヲ前表ノ

如ク造リシハ日本刑法ノ他國ニ比シテ上出來ナルコトヲ賞賛セルモノニシテ尙社會ノ進歩スルニ於テハ他ノ英國及ヒ羅馬ニ於テハ果シテ如何ナルカヲ參考スルヲ必要トスヘシ

蓋英國刑法ハ不文法ナルカ故ニ年齢ニ由リテ責任ノ有無ヲ定メス善惡判斷ノ能力ナキ者ハ刑法上ノ責任ナシト云ヘル道理ニ基キ未丁年者ニ刑法上ノ責任ヲ負ハセサルカ故ニ寧ロ年齢ノ如何ヨリハ能力ニ由リテ之カ責任ノ有無ヲ定ムルモノト云フヘシ然レトモ今種々ノ判決例ニ據レハ左表ノ如キナリ

十二年以下	無罪	輕罪	常ニ無罪
		重罪	時宜ニヨリ有罪
(即能力ヲ具フルコト明カナルトキ)			
十二年以上 十四年以下	先ツ無罪	輕罪	或ル輕罪ヲ除クノ外裁判官ニ於テ 能力アリト認ムルトキハ有罪
		重罪	

未丁年

十二年以上
十四年以下

先ツ無罪

輕罪
重罪

或ル輕罪ヲ除クノ外裁判官ニ於テ
能力アリト認ムルトキハ有罪

(即能力ヲ具フルコト明カナルトキ)

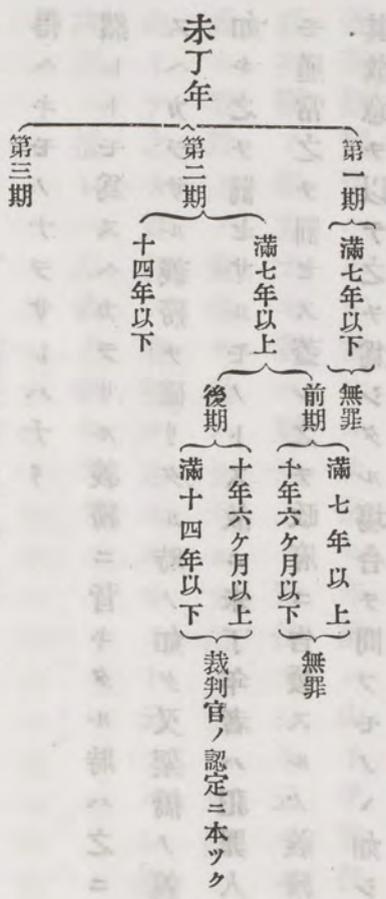
十四年以上
二十年以下
有罪

但シ例外ナリ

英國刑法ニテハ未丁年者爲スヘキ義務ヲ爲サ、ル場合ニ於テハ之ヲ罰セサルナリ何トナレハ未丁年者ハ固ヨリ爲ス可キノ義務ヲ負ハセ得ヘキモノナラサレハナリ

然レトモ爲スヘカラサル義務ニ背キタル時ハ之ニ異リ例ヘハ人ヲ殺スヘカラサル義務ヲ破リタル時ノ如ク又架橋ノ義務ヲ破リタル時ノ如キ之ヲ罰セサルモノトス故ニ未丁年者ハ犯罪人ヲ隠庇スルト雖トモ通常之ヲ罰セス蓋シ之ヲ政府ニ告發スルノ義務ナキヲ以テナリ只其故意ヲ以テ之ヲ爲シタル場合ヲ問フモノ、如シ何トナレハ此場合ニ於テハ爲スヘカラサルコトヲ爲シタルヲ以テナリ此區別ハ實地裁判上ニ於テ甚タ必要ナルモノニシテ未丁年者ハ假令其情ヲ知ルト雖モ或ル所爲ナキ以上ハ之ヲ論セス但大人ニ至リテハ既ニ其情ヲ知テ

之ヲ爲ストキハ之ヲ罰スルカ故ニ此區別ヲ知ラサルヘカラス
又羅馬法ノ區別ハ更ニ新奇ニ出ツルカ如ク日本刑法モ亦多少英國法
羅馬法ヲ折衷シタルモノ、如シ左ニ羅馬法ノ區別ヲ圖解セン



抑モ未了年者ヲシテ刑法上ノ責任ヲ負ハシムルコト能ハサルハ單ニ
其能力ナキニ由ルヲ以テ社會ノ進歩スルニ從ヘ未了年者ト云フモノ
ヲ設ケサルモ不都合ナク只能力者ト不能力者トヲ區別スレハ足レリ

即チ能力アレハ之ヲ罰シ能力ナケレハ之ヲ罰セサルカ故ナリ
然レトモ裁判官ニシテ智識充分ナラサルトキハ其間ニ細密ナル區別
ヲ置クヲ以テ適當トス併シナカラ實際刑ノ目的ヲ達スルカ爲メニ未
丁年者ヲ罰セントセハ詐欺取財ノ如キハ宜シク之ヲ問フ可キナリ或
國ノ刑法ニハ十三歳ノ者ニハ強姦ノ罪ヲ負ハセスト雖トモ是又實際
能ハサル事ナルヲ以テ其犯罪者ヲ罰スルモ亦可ナリ又寒暖ノ度ニ由
リ本邦ノ如キ二十歳マテハ一等ヲ減スル抔云フ如キハ其適否甚タ不
慥ナルモノナリ
今或ル統計家ノ説ヲ聞クニ曰ク刑罰表ヲ見レハ未丁年者ニ犯罪者多
シト是レ或ハ寛刑ノ媒介ヲ爲スナキヲ知ランヤ然レトモ未丁年者ヲ
撤去スルカ如キハ賢明ナル判官ヲ得タル後ニ非サレハ到底望ムヘカ
ラサルナリ

其二 白痴、瘋癲者ヲ論ス

凡刑罰ノ目的ヲ達スル爲メニハ其所爲ノ結果ヲ知ル者ニアラサレハ之ヲ罰スルモ其効ナキモノナレハ白痴、瘋癲、瘖啞者ノ如キハ之ヲ罰セス日本ニ於テモ亦法律上白痴及白痴ト認ムル所ノ瘖啞者ノ如キハ之ヲ罰セス即チ我刑法第七十八條ハ瘋癲ニ關スルモノナリ其條ニ曰ク罪ヲ犯ス時知覺精神ノ喪失ニ因リテ是非ヲ辨別セサル者ハ其罪ヲ論セスト又第八十二條ニ曰ク瘖啞者罪ヲ犯シタル時ハ其罪ヲ論セス但情狀ニヨリ五年ニ過キサル時間之ヲ懲治場ニ留置スルコトヲ得ルト瘋癲ナルモノハ畢竟普通ノ能力アル人カ或ル病氣又ハ或ル原由ヨリ知覺精神ノ不充分ナルニ至リシモノニシテ白痴ト生來ノ無知覺者ニシテ俗ノ所謂馬鹿ナリ又瘖啞者トハ所謂つんぼニシテ意思ヲ通スルコト能ハサルモノヲ云フ

瘋癲者ノ
種類

第六回

前回ニハ瘋癲白痴ノ如何ナルモノナルコトヲ述ヘシカ其瘋癲ナルモノニ數種類アリ

第一 生涯瘋癲ノ者アリ又或ル時間ニ限り狂癲スル者アリ

第二 精神錯亂セスシテ所謂白痴ナル者アリ生レナカラニシテ能力發達セス善惡ノ判斷ヲ知ラサル者アリ

第三 精神ノ機關不足ノミナラス五感不足ノ爲メニ判斷ノ能力ナキ者アリ

右第一種ノ常ノ瘋癲者トハ何時モ刑法ノ責任ナキモノ也

第二種ノ者ハ毎朝夕トカ風雨又ハ赤色ノモノヲ見テ直チニ瘋癲ト爲ル者ナリ而シテ其間ニ働キシ事柄ハ常ニ責任ナキモノトス第三種ハ甚タ困難ニシテ唯一部分ニ於テ瘋癲ト爲ルヲ以テ之ヲ決定セル容易

瘋癲者ヲ論ス

ノコトニアラス即チ金錢上ノ事ニ關シ又婦人ニ對スル事ニ於テ瘋癲トナル者アリ然シ此ノ如キ者ト雖モ普通ハ刑法ノ責任アルモノト決ス但其時病ノ存スル時ニ働キシコトニ付テハ責任ヲ免カル、モノトス

諸瘋癲ハ之ヲ一見スレハ容易ニ識別スルヲ得ルカ如シト雖モ事實ニ付キ吟味スル時ハ實ニ識別スルニ難ク裁判醫學上ヨリ云フモ其瘋癲ト否ヲ決スルハ容易ノ業ニアラサルナリ頃日橫濱裁判所ニ見ヘシ近例ナルカ竊盜ニ狂スル者アリト云フニ付テ醫師ヲシテ診斷セシメタルニ全ク盜ニ狂セシ者ナリト云フ而シテ其事實ノ判然セシコト、云フハ或ル所ノ破レ疊ヲ竊取セシト云フ事柄ヨリシテ推測ヲナシ通常ノ盜賊ナレハ僅ノ利益スラナキ破疊ヲ竊ム如キ拙ナル事ハナサス竊取スルナレハ今少シ金ニナル物品ヲ取りタリシニ左ハナキハ是レ全ク

盜ニ狂セシ者ナリトノ裁判ニ由リテ刑ヲ免レタリ是レ其著例ナリト
ス色ニ狂スル者ノ如キ亦是ナリ
若シ又罪ヲ犯ス時知覺精神ヲ備フルモ其前後ニ於テ錯亂シタル者ハ
刑法上其責アリヤ否ト謂フニ斯ノ如キハ其有罪ナルコト勿論ナレト
モ此ノ如キ者ニハ刑ヲ科セサルヲ以テ普通ノ例ナリトス何トナレハ
瘋癲ナルモノハ恰モ其人ノ精神カ身體ニ舍トラサルト一般ニシテ此
際裁判ヲ下ストキハ是レ被告人ヲ欠席ニテ裁判スルニ其理異ナルコ
トナシ故ヲ以テ其裁判ヲ中止ス若シ言渡ノ後ニ於テ瘋癲ト爲リシ者
ハ其執行ヲ停止ス何トナレハ凡瘋癲ナル者ハ我身ヲ留守ニセシニ同
シ若シモ慥ナル精神ヲ以テ法庭ニ出頭シタランニハ充分ノ辯論モナ
シ證明ヲモ爲スコトナラント雖モ不在ノ者ハ對審スルコトモ得サレ
ハ又證人ヲ呼出シテ其眞否ヲ證スルコトヲモ得サル道理ニテ既ニ我

治罪法ニ於テモ故ナク欠席裁判ヲ行フヲ得サルモノトハセリ故ニ犯罪者瘋癲ニ罹リシ以後ハ其裁判ヲ中止シ平癒ノ時ヲ待ツヘキナリ次ニ白痴ノコトニ付テ講述センカ凡ソ白痴ハ如何ナル度ニマテ達スレハ刑法上ノ責任ヲ免カル、ヤ否ハ事實上ノ問題ニシテ頗ル容易ノコトニアラスト雖モ要スルニ此等ハ裁判官ノ意中ニアリテ其適否ヲ定ム但無責任ヲ以テ論スル者ハ善惡ヲ判斷スル能力ナキ程ノ白痴ナラサル可カラス又白痴ノ中ニハ法律ノ推測ニ由リテ認ムルモノアリ即チ刑法上ニ於テ瘖啞者ヲシテ刑罰ノ責ナキトスルモ此意ナリ隨分世間ニハ聾ニシテ口ニ言フコト能ハスシテモ能ク善惡ノ判斷ヲナスコトヲ得ル者アリ此者等ハ目ヲ以テ人ノ心ニ悟ラシムル者ナルヲ以テ必竟ハ辨智力ナキヲ以テ其ノ責ヲ免カレシムルモノナリ但廢疾者ノ如キハ刑ヲ適用シテ假借スル所ナキナリ

醉狂人
論ス

次ニ醉狂人ノ何物タルコトヲ論センニ是モ一種ノ瘋癲白痴ニ過キス然レトモ其醉狂人ハ一名有心故造ノ瘋癲ト稱シ自ラ好ンテ瘋癲ト爲リタルモノト云フテ不可ナキナリ何トナレハ飲酒スレハ其醉フコトハ知レ切ツタルモノナルヲ以テナリ醉狂人ヲシテ刑法ノ無責任トスルヤ否ノ點ニ付テハ大ニ議論ノアル事ニシテ諸君モ契約法ニ於テ醉狂人ノ取結ヒシ契約ノ如何ナル結果ヲ生スルモノナリヤ杯ノコトヲ研窮セラレタルナランカ若シ漫リニ醉狂者ノ犯罪ハ一般刑罰ヲ免ル、モノトセハ凡ソ罪ヲ犯サント欲スル者ハ必ス皆酒ヲ飲ミテ罪ヲ犯スニ至ルヘク又悉ク之ヲ有罪トスルトキハ其犯罪ヲ他日再ヒ起ラサラシメントスルモ犯時其所爲ノ結果ヲ知ラスシテ爲シタル者故ニ之ヲ慎ムノ規矩トナスニ足ラサル場合即チ刑法ノ目的ニ達スルコト能ハサル場合ナシトセス况ンヤ酒ハ國ニヨリ大ニ衛生上必

要品トナルコトアリ又或ル國ニアリテハ衛生上有害物トスルコトアリ
 譬ヘハ我國內ト雖モ北海道ニ於テハ衛生上必要トシ飲ム可キ分量
 ノ酒ハ四國九州ニアリテハ頗ル有害ナル分量トスルコトアリ此故ニ各
 國ノ刑法ニ於テ其責任ニ大差アリ瑞典丁抹等ノ寒國ニ於テハ酌量減
 輕ノ條件トスレトモ西班牙伊太利等ニ於テハ加重ノ條件トセリ殊ニ
 希臘ノ法律ニ於テハ其刑ヲ加重ストアリ羅馬法ニ於テハ酌量減輕ノ
 參考事實トシ英國法ニ於テハ犯罪責任ヲ脱スル證據トシテ提供スル
 ナ許セリ蓋寒國ニ於テハ酌量減輕ノ條件トシ氣候其度ヲ得タル國ニ
 於テハ酌量減輕ノ參考トシ猶熱帶ニ近キ諸國ニ於テハ加重ノ條件ト
 セリ是ニ依リテ之ヲ觀レハ氣候ニヨリ大ニ法律ノ適用ヲ異ニスルヲ
 知ルヘシ我國ニ於テハ極メテ泥醉ナルモノハ第七十八條ニ據リ其責
 ナ免レシメ稍泥醉スルモノハ之ヲ以テ酌量減輕ノ參考事實トシ若シ

又故ラニ醉テ犯シタル者ハ刑期内ニ於テ少シク重キ場合ニ擬律スル
モ可ナラン而シテ又擬律ニ於テハ國ノ寒暖ヲ參考シ其刑期ノ範圍内
ニ於テ加減スルモ或ハ可ナラン乎
先刻モ述ル如ク醉狂人ニ就テハ必スシモ刑法ノ責ヲ免カル、者ニア
ラス殊ニ違警罪ニ付テハ飲酒スルコトノミニテ既ニ罪トスル所アリ
去リナカラ既ニ醉フタル者ヲ罰スルモ法律ノ目的トスル他日ノ懲戒
トナルコトヲ得サレハ結局本心ナキ證據アルトキハ事宜ニヨリ之ヲ
以テ無罪ノ辯護ノ材料ト爲スモ可ナランカ去レトモ通常醉狂ヲ以テ
辯護ノ材料トスルハ額ル困難ナルモノト云フヘシ
以上縷述セル所ハ全体ノ精神カ善惡ヲ判斷スルノ能力ナキ場合ナリ
シカ次ニ説クモノハ善惡ヲ判斷スル能力ハ充分之ヲ有スト雖モ犯罪
ヲ爲スノ際能力ヲ喚起セサリシ場合ナリ之ヲ事實ノ錯誤ト云フ我國

不意ノ出來事

ニ於テハ其罪ト爲ル可キ事實ヲ知ラスシテ犯シタル者ハ其罪ヲ論セ
 スト云フ刑法第七十七條ニ該當スルモノナリ又罪ヲ犯スノ意ナキモ
 ノハ其罪ヲ論セスト云フ法規皆是ナリ是レ其犯罪ヲ爲ス時ニ能力ヲ
 喚起セサル場合ニシテ英語ノ所謂「ミスデー、キオフ、フハクト」ト云フモ
 ノナリ今之ヲ小別シテ左ニ講述スヘシ
 其一 不意ノ出來事
 不意ノ出來事トハ人アリ或ル正當ノ事ヲ爲サント思フテ働キシニ其
 所爲ノ結果ハ人ヲ傷ケ人ヲ殺ス如キ法律ニ違背スルニ至リタルモノニ
 シテ換言スレハ意思ナクシテ起リシ所爲ナリ例ヘハ木ヲ伐ル際ニ木片
 飛テ傍ニ遊ヒ居リシ小兒ニ中リ遂ニ死ニ致シタル如キ場合ナリ此場合
 ハ過失殺傷ナレトモ之レニ似テ非ナルモノアリ即チ其爲ス所ノ事ハ既
 ニ法律ニ背キ而シテ其爲スヤ意ナクシテ行ヒシモ不圖人ニ害ヲ加ヘタ

經濟學

米國文學士 駒井 重格 講義

校友 山口 正毅 編輯

總論

經濟エコノミトハ産業ヲ治ムルノ義ニシテ人間カ外部ノ貨物グーズノ需用ウオンツヲ満足セ

義

經濟ノ釋

いEconomy.
るGoods.
はWants.

ン爲メ規則立テ正路ニ據リ職業ヲ營ムヲ謂フ

凡ソ人間ニハ有形ト無形トヲ問ハス必ス需用ト云フモノアリ其需用タルヤ人民進歩ノ度ニ由リ其種類ト量トニ異同アリ人民ノ進ムニ從ヒテ其種類ヲ増加スルハ勿論其量ニ於テモ増加スヘシ何トナレハ需用即チ語ヲ換ヘテ之ヲ言ヘハ人ノ欲望ハ知ラサルモノニ起ラサルカ故之ヲ知ルニ從ヒテ増加スルハ當理ナレハナリ左レハ無智蒙昧ノ民ニアリテハ需用ノ種類量ト共ニ甚タ僅少ナルヘキモ如

何ナル人間ニテモ今日生存セネハナラヌト云フコトアルカユヘニ
極メテ簡單ナル生活ニシテ食ハ腹ヲ満スニ足り衣ハ躰ヲ覆フニ足
リ家ハ雨露ヲ防クニ足レハ他ニ求ムル所ナキ人ニテモ衣食住ノ需
用ヲ欠ク能ハス此簡單ナル需用ヲ満足スルニモ産ヲ治メ家ヲ立ツ
ルニアラサレハ徒手ヲ仰ヒテ待ツトモ牡丹餅ハ棚ヨリ落チテ口
ニ入ラス衣帶自ラ來リテ身ヲ覆ハス左スレハ人々經濟ヲ行フニア
ラサレハ此等ノ簡單ナル需用ニテモ満足スルコトハ出來サルナリ
コレ人間アレハ必ス經濟ノ存セサルヘカヲサル所以ナリ
而シテ貨物トハ直接ニ間接ニ人間ノ需用ニ供スル百般ノ物ニシテ
衆人ノ認メテ有用ト考フ所ノモノヲ云フヲ以テ有形物アリ無形物
アリ其含蓄スル所甚タ廣シト雖經濟的ノ貨物ハ經濟ニ依リテ需用
ヲ満足スルヲ得ヘキ外部ノ貨物ニ在リ左レハ外部ノ貨物トハ自身

外ノ物ニシテ重ニ有形的ノ貨物ヲ指スモノト知ルヘシ假令其物タル無形的ナルモ有形物ト均シク計算スルヲ得ヘキ所ノモノナリ今爰ニ余輩カ外部内部ト稱スルハ自身ノ内外ヲ云フモノナルカ故ニ關係ヨリ定マルモノトス夫ノ道德智識材能健康等ノ如キハ之ヲ有スル人ニ在リテハ内部ノ貨物タリ故ニ之ヲ得ント欲スルトモ經濟ニ依リテ得ヘキモノニアラス然ルニ他人ノ智識材能等ヲ使用セントスル場合ニハ是等ノ無形物ト雖尙ホ衣服飲食等ノ如ク經濟ニ依リテ我用ニ供スルコトヲ得ヘシ故ニ此場合ニ於テハ外部ノ貨物ト云フヘキナリ

然ルニ此貨物ノ需用ヲ満足スルコトサヘ出來ルナラハ其所業ノ如何ヲ問ハス經濟ト云フヘキカト問フニ決シテ否ラサルナリ例ヘハ道ニ落チタル金錢ヲ拾フモ他人ノ所有物ヲ盜ムモ貨物ノ需用ヲ滿

經濟學ノ
釋義

12 Economy

足スル結果ハ同シカルヘシト雖產業ヲ治ムル者トハ云フヘカラス
 子房未虎嘯破產不爲家ト云フモ亦經濟ヲ爲サ、リシヲ云フモノナ
 リ何故ニ盜賊ヤ食客ヲ爲シテ生活スルコトハ均シク需用ヲ満足ス
 ルモ經濟ヲ爲ス部内ニ入ル能ハサルハ多言ヲ待タサルヘシ試ミニ
 思ヘ世人カ皆蜂須賀小六ヤ張子房ノ如キコトヲ爲シテ世ヲ涉ラハ
 誰モ米穀ヲ作り衣服ヲ織ルモノ無カルヘシ去レハ何處ニ需用物ヲ
 満足スルヲ得ヘキカ世ノ中ニハ食物モ無ク衣物モ無カルヘシ故ニ
 正當ノ方法ニ依リ規則立テ間斷ナク經營スル所業ニアラサレハ假
 令貨物ノ需用ヲ満足スルモ經濟ヲ行フモノト云フヘカラス

ニボリチカルエゴノミ
 經濟學トハ國家經濟ノ運動ノ法則ヲ研究スル學問ニシテ其論スル所
 ハ國民有形上ノ利益ヲ圖ルニ在リテ一國人民衣食住ノ需用ヲ始メ百
 般ノ需用ヲ満足スルニ最小ノ勞費ヲ以テ最大ノ利益ヲ得ル方法如何

又其需用ノ満足ト國勢トハ如何ナル關係ヲ有スルヤ等ヲ説クモノト
ス

人間ハ各自前ニ述フル所ノ經濟ヲ行ヒ而シテ是等ノ人類相集リテ
一社會一國ヲ爲シテ國家ノ經濟ヲ組成ス故ニ國家ノ經濟ハ一ノ組
織体ニシテ其分子タルモノハ各個人ナリ各個人ハ自由ノ思想ヲ以
テ各自ノ經濟ヲ行ヒ成ルヘク割合ニ少ナキ骨折ヲ以テ成ル可ク大
ナル利益ヲ得ルゴトニ汲々タルニ過キサレトモ其全體ノ運動スル
ニ至リテハ自ラ法則アリテ常ニ此法則ニ支配セラル、モノトス例
ヘハ土地耕殖ノ發達スル又其收穫ノ分配サラル、皆各其法則アリ
テ之ニ從フモノナリ故ニ國民ヲシテ經濟的ノ貨物ノ需用ヲ満足セ
シメ有形上ノ利益ヲ進メント欲セハ國家經濟ノ依テ以テ運動スル
法則ヲ明カニセサル可カラズ之ヲ研窮スルノ學問ヲ稱シテ余輩ハ

經濟學トハ云フナリ然ルニ國民ヲシテ經濟的貨物ノ需用ヲ満足セシムルニハ費ス所小ニシテ得ル所大ナレハ大ナル割合ニ満足ノ度ヲ大ニスルヲ得ヘシ試ニ一個人ヲ以テ之ヲ見レハ一日勞働シテ一週間ノ衣食ヲ得ルト二日勞働シテ同一ノ需用ヲ得ルトヲ比セハ一日ニシテ得ルノ利大キニ如カサルヘシ如何トナレハ他ノ一日ハ別ニ之ヲ利用スルヲ得可ケレハナリ一個人ニシテ利アレハ之ヲ十數人ニスルモ延テ一社會ニ及ホスモ其利ハ敢テ異ナルコトナカル可シ是故ニ經濟學ヲ論スルニ當リテハ之レカ方法ヲ攻究スルコト頗ル緊要ナリトス而シテ又其需用ヲ満足スル大小ハ國家ノ盛衰ト如何ナル關係ヲ有スルヤ等ヲモ講究セント欲スルナリ

左レハ經濟學ハ有形上ニ於ケル經濟國民ノ學問ト云フ可ク人民カ各自ニ私ノ經濟ヲ行フニモ政府カ公ノ經濟ヲ處理スルニモ財政ヲ

合ニ於テモ甲ハ卽チ謀殺從犯ナリトス又第三者ヲ經テ重罪犯ヲ教唆
スルモ教唆者ハ卽チ事實前ノ從犯トシ其他總テ他人ヲ教唆シテ不正
ノ所行ヲ爲サシメタル者ハ其不正ナル行爲ヨリ生スル結果ニ就テハ
從犯タルヲ免レス然レトモ被教唆者ヲ教唆者ノ命令シタルモノトハ
全ク異ナル罪ヲ犯シタル場合ハ其全ク異ナル犯罪ニ就テハ從犯ニ非
ス例ヘハ甲者乙者ニ丙者ヲ強盜センコトヲ教唆シタルヨリ乙者ハ丙者
ヲ強盜セントシタル際丙者抵抗セシヲ以テ乙者カ丙者ヲ殺害シタ
ル場合ニハ乙者ハ謀殺正犯ニシテ甲者ハ其從犯ナリト雖モ甲者カ乙
者ニ丙者ノ家屋ニ放火センコトヲ命令シ乙者之ニ放火スル際丙者ヲ
強盜シタルカ如キ場合ニ於テハ甲者ハ放火罪ノ從犯ナルモ強盜罪ノ
從犯ニ非ラス如何トナレハ二罪全ク異ナルモノニシテ放火犯ヨリ生
スル性質ノ結果ニ非サレハナリ然レトモ甲者ハ乙者ニ丙者ヲ毒殺セ

Accessory after
the fact.

事實後ノ
從犯

ヨト命シタルニ乙者ハ毒藥ヲ用ヒスシテ丙者ヲ銃殺シタルカ如キ場
合ニ於テハ其殺害ノ方法ハ命令ニ異ナル處アルモ目的トスル
處ハ殺害ニ在ルヲ以テ甲者ハ從犯タルヲ免レサルナリ

第三節 事實後ノ從犯

事實後ノ從犯トハ重罪犯者タルコトヲ知テ之ヲ隱蔽撫慰或ハ補佐ス
ル者ヲ云フ故ニ事實後ノ從犯タルニハ第一ニ重罪犯ノアリタルコト
及ヒ其犯罪者ナルコトヲ熟知シ第二ニハ其情ヲ知テ之ヲ隱蔽撫慰或
ハ補佐シタルコトヲ必要トス概言スレハ總テ犯罪者ヲ補佐シテ逮捕
審問又ハ刑罰ヲ逃レシメタル者ハ從犯ト爲ス例ヘハ追手ヲ逃レシム
ル爲メ犯罪者ニ軍馬ヲ貸與シ或ハ腕力ヲ以テ追手ニ抵抗シ其他監獄
ヲ破ルニ足ル器械等ヲ犯罪者ニ送り或ハ犯罪者ヲ逃凶シムル爲メ典
獄ニ賄賂ヲ贈ル等ノ所爲ハ皆從犯トス然レトモ獄中ニ在ル犯罪者ニ

衣食其他必要品ヲ給與スルハ犯罪ニ非ス如何トナレハ若シ斯ノ如キ所爲ヲ罰スルトキハ罪囚ヲ補佐シテ法律ノ報讐ヲ逃レシメ公安ヲ妨害スルニ至レハナリ又贓物ナルコトヲ知テ之ヲ購求或ハ受領スルモ從犯ニ非ラサルカ故ニ慣習法ニテハ之ヲ輕罪トシ竊盜從犯トハ爲サ、ルナリ其故ハ單ニ物品ヲ受領シタル迄ニテ犯罪者ヲ受領シタルニ非ラサレハナリ然レトモゾーヨーチ第四世七八年ノ布告ヲ以テ贓物ヲ受領シタル者ハ事實後ノ從犯又ハ正犯トシ徒刑或ハ禁錮ニ處シ若シ男子ナレハ笞刑ヲ附知スルモノトセリ

凡重罪犯ハ他ヨリ幫助ヲ與ヘル時ニ於テ既ニ完結セサレハ其幫助者ヲ從犯ト爲スヲ得ス故ニ甲者カ乙者ニ重傷ヲ負ハシメタル場合ニ於テ乙者ノ負傷後其死去前ニ丙者アリテ該犯罪者タル甲ヲ幫助隱匿スルモ丙者ハ殺人罪ノ從犯ニ非ス蓋負傷後死去スルニ至ル間ハ毫モ犯

正從犯
區別スル
理由

How accessories are to be treated,
considered distinct from principals

罪ノ所爲ナケレハナリ然レトモ犯罪ノ既ニ完結シタル以上ハ最近ノ親族ト雖モ犯罪者ヲ幫助隱匿スルヲ得サルヲ以テ父子兄弟主從ノ間相互ニ犯罪者ヲ隱匿シ夫カ其妻ノ犯罪ヲ隱蔽スルカ如キハ皆事實後ノ從犯トス然リト雖モ妻カ其夫ノ犯罪ヲ隱匿シタル場合ハ從犯ト爲スヲ得ス如何トナレハ妻ノ所爲タル夫ノ脅迫ニ出テタルモノト法律上推測スルヲ以テナリ故ニ有夫婦ハ必スシモ其夫ノ犯罪ヲ發露スルヲ要セス

第四節

正從犯ヲ區別スルノ理由及ヒ其處分如何

正犯ト從犯トヲ區別シ其之ヲ處分スル方法如何ト云フニ「ゴシツク」憲法ヨリ假來シタル古代法ノ通則ニ依レハ從犯ハ其正犯ト同一ノ刑罰ヲ受クヘキモノトシ正犯ヲ死刑ニ處スルトキハ其從犯モ亦之ヲ死刑ニ處セリ雅典ノ法律ニテモ從犯ハ正犯ト同刑ニ處シ英國ニ於テモ事

實前ノ從犯ハ正犯ト同刑ニ處スルコトヲヴキクトリア皇十一十二年ノ布告ヲ以テ定メタリ斯ノ如ク正犯從犯共ニ同刑ニ處スルモノトセハ殊更ニ正從ノ區別ヲ設クルノ必要ナキカ如シト雖モ其之ヲ區別スル所以ハ左ノ理由ニ基クモノトス

第一 犯罪ノ性質及ヒ名稱ヲ區別シ被告人ヲシテ辯護ノ方法ヲ知ラシムル爲メ例ヘハ實際強盜ノ罪ヲ犯スト強盜ヲ隱匿スルノ罪トハ全ク相異ナルヲ以テナリ

第二 事實前ノ從犯ハ正犯ト同刑ニ處スルト雖モ事實後ノ從犯ハ正犯ヨリ輕キ刑ニ處スレハナリ

第三 以前ニ在テハ少クトモ正犯ト從犯トハ同時ニ審問セサル可カラサルモノトシ通例正犯ヲ審問シタル後ニ非サレハ從犯ヲ吟味スルヲ得サリシカ故ナリ

第四

犯罪者ヲ待遇隱匿シタルコトニ就テ免訴ニナルモ犯罪ノ免
 訴ニ非ラサルヲ以テ從犯ノ告訴ヲ受ケテ免訴ニナリタル人
 ハ再ヒ正犯トシテ起訴スルヲ得ルト雖モ以前ニ在テハ正犯
 ノ告訴ヲ受ケタル人ヲ再ヒ事實前ノ從犯トシテ告訴ノ出來
 ルヤ否ニ就テハ頗ル疑團ヲ抱キ正犯ト事實前ノ從犯トハ密
 着ノ關係アルヲ以テ事實前ノ從犯ニ關シ免訴トナリタル者
 ハ正犯ニ就テモ免訴セラレタルモノトセリ然レトモ斯ノ如
 キ疑團ハ今日ニ於テハ既ニ冰解シタルモノト云ハサルヲ得
 ス如何トナレハ正犯ト從犯トハ全ク其性質ヲ異ニスルヲ以
 テ正犯ノ免訴ヲ受ケタル人ト雖モ再ヒ事實後ノ從犯トシテ
 告訴シ得レハナリ

正犯ト事實前ノ從犯ハ同刑ニ處スルニモ拘ハラス法律上正犯從犯ノ

類犯罪ノ種

Offences against the person

人ニ對スル犯罪

區別ヲ設ケタルハ即チ以上ノ理由存スルヲ以テナリ

第四編 犯罪ノ種類

本編ニ於テハ犯罪ノ種類及ヒ其之ニ適用スヘキ刑罰ニ就キ論述スヘシ然レトモ犯罪ノ種類ハ其數夥多ナルヲ以テ先ツ最初ニ人ニ對スル犯罪次ニ財産ニ對スル犯罪ヲ説キ然ル後公權即チ政府ニ對スル犯罪ニ論及セント欲スルナリ

第壹章 人ニ對スル犯罪

一個人及ヒ一個人ノ財産ニ對スル犯罪ハ其影響スル處單ニ犯罪ノ目的タル人又ハ財産ニ止マルモノトセハ至ク私犯ノ部ニ屬スルヲ以テ被害者ノ損失ヲ賠償スルノミニテ足レリト雖モ今本章ニ於テ論スル處ノ犯罪ハ其害ノ及フ處單ニ犯罪ノ目的タル人又ハ財産ニ止マラス其故ハ第一自然法ヲ侵サスシテ一個人又ハ一個人ノ財産ニ對スル罪

チ犯スコト能ハス第二ハ一個人又ハ一個人ノ財産ニ對スル犯罪ハ常ニ公安妨害ヲ抱括シ第三ニ惡例ヲ遺シテ社會ヲ紊亂スルノ恐レアリ
斯ノ如キ理由ノ存スルヲ以テ被害者ニ對スル賠償ノ他ニ政府自ラ原告ノ地位ニ立テ爲害者ニ刑罰ヲ加ユルモノトス蓋英國ニ於テハ其憲法ヲ以テ法律執行ノ權力ハ全ク主權者ニ委任スレハナリ昔者ゴシツク憲法ニテ犯罪者ヲ罰スルニ第一被害者ニ對スル罪第二主權者ノ命令即チ法律ニ背反スル罪第三社會公衆ニ惡例ヲ示シタル罪トシテ三重ノ刑罰ヲ蒙ムラシメタル如キハ即チ右ノ理由ニ基クモノナリ
一個人ニ對スル犯罪中ニ最モ重大ナルモノハ上帝ノ賜物タル人類ノ生命ヲ剝奪スルコトニシテ何人タルヲ問ハス上帝若クハ法律ノ命令スル場合ヲ除クノ外決シテ他人ハ勿論自己ノ生命ヲモ剝奪スル能ハサルモノトス故ニ本章ニ於テハ第一ニ殺人罪ヲ講究セント欲スルナ

害 正當ノ殺 Justifiable homicide

然レ凡人ノ生命ヲ剝奪スル所爲ハ皆犯罪ナリト云フニ非ス時ト場合トニ依リ法律上無罪トナルコトアリ或ハ謀殺故殺ノ罪ヲ免レサルコトアリ而シテ法律上罪トナラサル場合ニハ正當殺害_レヂヤスチフワイエブル、ホミサイド_レ宥怒スヘキ殺害_レエキスキュースエブル、ホミサイドノ二種アルヲ以テ正當殺害ヨリ順次ニ之ヲ論説スヘシ

第一節 正當ノ殺害

正當殺害ニ數種アリ其第一官吏カ其職務上犯罪者ヲ死刑ニ處スルカ如キハ法律ノ命令ニ出タル所爲ナルヲ以テ固ヨリ正當ナリトス然レトモ正當ノ殺害タルニハ必ス法律ノ命令ヲ要スルカ故ニ如何ナル重罪犯者ト雖モ法律ノ命令ヲ待タス漫ニ之ヲ殺害スルトキハ謀殺ヲ以テ論スルモノニシテ例ヘハ法律上職權ヲ有セサル判官カ死刑ノ宣告

ナ爲シ之ヲ執行セシメタル如キ場合ニ於テ判官ハ謀殺犯者タルヲ免
 ル、ヲ得スコノ故ニ「サーマツシユ」ハ「ヘール」ハ「コロムエル」政府ノ當時
 民事裁判所ノ判官ト成リ財産其他民事上ノ争訟ヲ裁判スルコトハ承
 諾セリト雖モ刑事法廳ニ立テ犯罪者ヲ審問スルコトヲ拒絶セリ蓋僭
 奪者コロムウエルカ生殺與奪ノ權ヲ掌握スルコトニ就テハ大ニ反對
 ノ意見ヲ有シタレハナリ抑モ財産ヲ保護スルモ犯罪者ヲ罰スルモ均
 シク社會ノ安寧ヲ維持スル爲メナルニ一方ハ承諾シ他ノ一方ハ拒絶
 スル如キ區別ヲ設クルハ頗ル難事ナリト雖モ若シ斯ノ如キ場合ニ與
 ヘタル宣告ヲ以テ正當ナルモノトセハ相當官吏ヲシテ之ヲ執行セシ
 メサル可カラズ相當官吏ノ執行ハ固ヨリ法律ノ命令ニ出ルモノナレ
 ハ正當ノ殺害ト成リ若シ法律ノ命令ヲ俟タスシテ殺害スルトキハ裁
 判官ト雖トモ謀殺者タルヲ免レサレハナリ其他執行官等若シ絞罪ノ

又權利ニハ相對ノ義務アリト雖モ義務ニハ必スシモ相對ノ權利アラサルナリ故ニ絶對ノ義務ニシテ偶相當ノ權利ヲ施行スル爲メニ設ケタル所ノ方策タルニ外ナラスシテ此方策ハ却テ絶對義務其物ナラサルハナシ云々

此邊最モ了解シ難シ能ク例ヲ舉ケテ乞御教示

○契約法

問第五號 (第一號二十丁)

高野 龜吉

凡契約ニハ約因アルヲ必要トスルヲ以テ他人ニ物品ヲ與ヘント約スルモ其約束ハ無効ナリトアリ勿論第四號講義錄三十四葉目法律上契約ノ成立ニ必要トスル原素ノ内其第二ノ内ニモ約因ト言フコトアリ其約因トハ直接ニ視易キ一例ヲ舉クレハ如何ナル場合ヲ指シテ言フモノナルヤ

問第六號 (第一號十丁一行)

サヅキニト氏曰ク法鎖トハ云々〔此意味殆ト解スル能ハス猶一應明辨アリタシ

問第七號 (第一號十行)

三法鎖ノ區域モ亦確定セサル可カラストハ双方ノ對手共ニ自由人タラサル可カラスト云フノ意ナラン乎

同第八號 (第一號十七丁)

例ヘハ數名ノ裁判官列席ノ上互ニ協議一致シテ裁判ヲ言渡スコトアルモ其結果タルヤ訴訟人ノ權利義務ヲ左右スヘキモノニシテ裁判官共ノ權利義務ヲ左右スヘキモノニアラス云々〔訴訟人ノ權利義務ヲ左右ス迄ハ氷解セリ以下誤字又ハ脱字等ノ有ルニヤ何分解得シ難シ尙一應明解ヲ乞フ

問第九號 (第一號廿四丁、十一行)

救濟ノ手續トハ如何ナル事ヲ云フヤ

問第十號 (第五號五十一丁)

無名約ニ於テハ現ニ受取リシ物品ヲ返還スルニ非スシテ其利益ヲ得タルカ爲メ之ニ對スル義務ヲ盡スニアルモノトス下ハ如何ナル場合ナルカ例ヲ示サレタシ

附 同條ノ末、既行ノ約因トハ如何

○組合法

問第二號 (第四號十八丁七行)

有泉 米松

損失カ利益ノ分配高ヲ減少スル丈ケハ其損失ヲ分擔スルヲ要スレトモ若シ損失カ利益ニ超過シタルトキハ必シモ其損失ヲ共擔スルヲ要セス下アリ損失カ利益ニ超過シタルトキハ何故其損失ヲ共擔スルヲ

要セサルカ果シテ共擔セサルトキハ如何シテ其損失ヲ支辨シ得ヘキ
ヤ

○代理法

問第一號 (第五號三十五丁)

有泉 米松

此場合ニハ常ニ本人ニ不利益ヲ歸スル様ニ解釋スルカ當然ナリトアリ
如此解釋スレハ何故ニ當然ナルカ

○成法理論

問第三號 (第二號五丁)

高野 龜吉

夫レ義務ヲ分チテ絶對及ヒ有對ノ二種ト爲ス可シ而シテ絶對ノ義務
ナルモノハ正當ニ之レヲ謂ヘハ相對ノ權利ナキモノナリ其所謂相對
ナルモノハ寧ロ立法者カ第三位ノ人ニ義務ヲ負ハス所ノ勢ナリト謂
フヘシ云々トアリ其第三位ノ人トハ最モ視易キ一例ヲ舉グルハ何カ

ナル人ヲ指シテ義務ヲ負ハシムモノナルヤ

○契約法

問第十一號 (第一號四丁)

山崎 迂太郎

其義務トハ或ルコトヲナシ又ハ爲サ、ルニ在リテ權利義務共ニ同一ノ行爲若シクハ不爲又ハ同一ノ行爲不爲ニ關スルニ於テ生スル一種無形ノモノニシテ作用ノ性質ヲ具ヘタル名稱ナレハ義務上或ル事ヲナシサ、ル等作用上ノ事實アルハ消積極義務區別ノ處ニ於テ明了ナリト雖モ權利トハ心理ト物理トヲ問ハス本來其物ニ存スル靜止體ノモノ、如ク考ヘラルレハ決シテ或ルコトヲナシ若クハ不爲等作用上ノ性質アラサルモノ、如シ篇中同一ノ義務權利共ニ同一ノ行爲不爲ニ關スル云々アルハ如何

蓋權利義務ハ物ノ本末ノ如キモノナレハ義務上行爲不爲ノコトアル
 コトハ權利ニ逆及シテ或ル權ヲ毀傷ス可カラサル義務或ル權ヲ押領
 ス可カラサル義務アルトキハ此義務ノ因テ生シタル名譽權ト所有權
 ハ權利上不爲ト稱ス可キ歟

問第十二號 (第一號七丁)

第一ノ權利ヲ犯スニ因リテ生スル損害ノ賠償ヲ受ク可キ權利ハ第二
 ノ權利トス

第一ノ權利ヲ犯スニヨリテ生シタル損害ノ賠償ヲ受ク可キハ義務ニ
 非ラサルカ受ケシム可キハ權利ナルカ如シ如何
 問第十三號 (第一號十丁)

サヴキニト氏曰法鎖トハ他人箇々ノ行爲ヲ其他人ノ自由意思ヨリ減
 却シテ自己ノ意思ニ服從セシメ之ヲ管理スルコトナリ

譬へハ茲ニ一箇ノ幼年土地家屋ヲ有スルモノナレハ其者ハ自由ニ其土地ト家屋トヲ支配スルヲ得ヘキ筈ナレトモ此少年ノ爲メ嘗テ立テ置キタル後見人ハ其幼年ノ自由ニス可キ意思ヲ減却シテ之ヲ管理スルコトナリト云フ如キ歟

問第十四號 (第一號十丁)

管理スルコトハ權利ニシテ管理セラル、コトハ義務ナリ

少年ノ所有權ヲ慥ニスル爲メ管理スルコトハ保護ノ文字ト同一ノ意義ニシテ義務ニアラサルカ

蓋管理スルコトハ契約上他人ノ委託ヲ受ケタレハ管理者其人ノ位置上職分既ニ管理スルコトハ其人ニ存シタル權利ニシテ一旦依托ニヨリテ管理セラル、ハ管理者ノ權利ニ對等スル義務ナルカ果シテ然ラハ前九丁法鎖タル語ハ重ニ義務ノ第一ヲ示ス語ナリト少シク矛盾ナ

キ能ハス説明ヲ仰ク
 問第十五號 (全上)
 今左ニ法鎖ニ必要ナリトスル所ノ元素ヲ掲ク可シ
 必要トハ左ノ四元素ナケレハ到底法鎖ヲ生スルコトナシト云義カ
 問第十六號 (全上)
 權利義務一人ニ集合スルトキハ互ニ相殺スル者トス下ノ説明ヲ乞フ
 成ル可ク適當ノ譬喩ヲ乞
 問第十七號 (全上)
 原被告雙方ノ間更ニ負債ヲ生シ其原告人ハ裁判上ノ債主トナリ云々
 金錢ノ取引ニ於テ被告カ負債ヲ生スルハ勿論ナレトモ原被告双方ノ
 間更ニ負債ヲ生スルトハ如何將シテ原告人カ裁判上ノ債主トナルナ
 ラハ決シテ負債ヲ生スル理ナカル可シ

○英文法律書出版前金購買者募集廣告

實務ニ急需アル學術ハ法律ニ若クハナシ實地應用ニ適切ナル法律ハ英吉利法律ニ若クハナシ抑本校ハ邦語ヲ用ヒ主トシテ英吉利法律ヲ教授シ世務ニ能堪ノ士ヲ養成セシムルニ勤リ然ルニ熟社會ノ情勢ヲ察スルニ今ヤ内外人ノ交際日ニ繁キヲ致スノ秋ニ於リ區々邦語ニ依リ外國法律ヲ授クルカ如キハ未以テ有爲ノ士ヲ陶冶スルニ足ラサルナリ本校夙ニ此ニ見ル所アリ本期ヨリ英語及歐文法律書攷修ノ科目ヲ創置セリ然ルニ之ヲ實施スルニ方リ大ニ不便ヲ感スルモノハ英吉利法律書ノ價值極メテ高貴ニシテ尋常學生ノ容易ニ購求スル能ハサル是ナリ加之坊書肆ニシテ英吉利法律書ヲ蓄フル者甚稀ニ今試ニ各肆ノ律書ヲ網羅スルモ尙本校教科書ニ供スルニ足ラサルナリ是ニ於テカ本校ハ斷然資ヲ擲チテ英書ノ翻譯ニ從事シ務メテ其價ヲ廉ニシテ專ラ本校學生ノ教科書ニ充テ傍ラ江湖諸士ヲシテ容易ニ英法ノ原書ヲ購讀スルノ便ヲ與ヘント欲ス若夫レ出版及購求ノ方法ノ如キハ左ノ數箇條ニ就キテ了知セラレンコトナ

第一條 第二科第一年度ノ教課用ノ爲メ初步ノ法律書中ノ最善良ナル者ヲ選ヒ翻譯スルニ付前金購買法ニ依リ廣ク江湖ノ需ニ應ス

出版書目○ブラクストン氏英法註釋一八八〇年新版
○アンソン氏契約法○アンダーヒル

氏私犯法○マーグビー氏法律論綱○スミス氏商法○ウキルリアム氏不動産法○テ
リー氏法律原論○ブルーム氏英法註釋○スミス氏訴訟法

第二條 書籍ハ中形ノ冊子體ニ編輯シ毎月三回ニ分チ之ヲ出版シ一回ノ紙數一百ペ
ージ内外ニシテ一ページ凡十字詰四十行トス

第三條 一冊ノ定價ヲ四十錢トシ前金購買者ヘハ特ニ二割五分引即三十錢ノ代價ヲ
以テ配付ス

第四條 前金購買者ハ一ヶ月分ノ代價即金九十錢ヲ前月末マテニ當校會計掛ヘ拂込
ムヘシ

第五條 英吉利法律學校内外生徒ハ格別ニ五割引即一冊二十錢ノ代價ニテ購買スル
コトヲ得但代價拂込手續ハ第四條ニ據ルヘシ

第六條 今回ノ出版ハ第一條ニ記載ノ書籍ヲ悉ク出版シタルトキハ第一回ノ英文出
版事業ヲ了リタルモノトス

第七條 今回出版ノ書籍ハ英文法律書中ノ純粹ナル者ヲ撰拔シタルナレハ各専門公
私諸學校及地方中學校師範學校等ノ教科書ニ最適當ナリト

東京神田區錦町

英吉利法律學校

明治十九年十月

○第一科教課及受持講師姓名

第一學年

法學通論	契約	私犯	親族	代理	組合理	動產委託	合衆國法律	英國刑法	羅馬法	判決錄	理論財學	英語學
全上	全上	全上	全上	全上	全上	全上	全上	全上	全上	全上	全上	全上
法學士	法學士	法學士	法學士	法學士	法學士	法學士	法學士	法學士	法學士	法學士	法學士	法學士
山田喜之助	土方寧	奧田義人	山田喜之助	岡山兼吉	菊池武夫	松野貞一郎	元田肇	澁谷慥爾	渡邊安積	坪井九馬三	駒井重格	菅沼達吉

第二學年

一流通證書法	一商船法	一治罪法	一保險法	一國際公法	一訴訟法	一合衆國法律	一判決錄	一英國公法論	一訴訟演習	一英語學	一財產法	一破產法	一法律牴觸論	一分析法理學	一法律沿革論	一憲政法	一行政法	一訴訟法
全上	全上	全上	全上	全上	全上	全上	全上	全上	全上	全上	全上	全上	全上	全上	全上	全上	全上	全上
法學士	法學士	法學士	法學士	法學士	法學士	法學士	法學士	法學士	法學士	法學士	法學士	法學士	法學士	法學士	法學士	法學士	法學士	法學士
土方寧	高橋健三	松野貞一郎	伊藤悌治	植村俊平	增島六一郎	關直彦	シドモール	渡邊安積	イーストレーキ	菅沼達吉	增島六一郎	增島六一郎	山田喜之助	渡邊安積	增島六一郎	植村俊平	江木衷	增島六一郎

一 オース法理學 毎週 法學士 關 直彦
 チン氏 一時間
 一 日本法令 全上 米國法律學士 金子堅太郎
 全上
 一 合衆國法律 全上 米國法律學士 シドモール
 萬國公法論 隔週 博言博士 イーストレーキ
 一 動産差押法 一回 ぼりすどる リッチフィールド
 一 訴訟演習 毎週一回 二時間乃至三時間
 一 英語學 毎時間 理學士 高須祿郎
 一 卒業論文
 一 成法理論
 一 臨時講義 ぼりすどる 高橋健三
 法科大學教頭 穂積陳重
 一 臨時講義 米國法律學士 小村壽太郎
 一 臨時講義 法學士 合川正道
 一 臨時講義
 ○第二科 教授受持講師姓名
 第一學年
 一 訴認 法 ぼりすどる 増島六一郎
 スミス氏 法學士
 一 契約 法 法學士 土方 寧
 アゼソン氏
 一 私犯 法 法學士 奥田義人
 テリー氏
 一 法律原論 法學士 澁谷慥爾
 グルム氏
 一 英法註釋 法學士 山田喜之助

一 英法註釋 第二學年
 ブラックストーン氏 法學士 渡邊安積
 一 代理 法 ストリー氏 法學士 山田喜之助
 ベンジャミン氏
 一 買賣 法 ウイルリヤム氏 法學士 高橋捨六
 一 不動産 法 スチーベン氏 法學士 元田 肇
 一 證據 法 法學士 渡邊安積
 バイル氏
 一 流通證書 法 法學士 土方 寧
 ポロック氏
 一 會社 法 法學士 奥田義人
 ウールシー氏
 一 國際公法 法學士 岡山兼吉
 ホルランド氏
 一 法理學 法學士 江木 衷
 第三學年
 一 破産 法 ぼりすどる 増島六一郎
 ウエストレーキ氏 法學士
 一 法律抵觸論 法學士 渡邊安積
 ホルランド氏
 一 法理學 法學士 江木 衷
 マイン氏
 一 法律沿革論 法學士 高橋健三

一憲 アモス氏 法 法學士 伊藤悌治

一衡 スネル氏 法 米國 法律學士 小村壽太郎

右之通り改定候也

東京神田錦町貳丁目貳番地

英吉利法律學校規則

第七章 校外生規則

第一款 講義錄

第三十八條 通則 遠隔ノ地方ニ在リ又ハ業務ノ爲ノ參校シテ親シク講義ヲ聽ク能ハサルモノ、便チ計リ校外生ノ制ヲ設ケ本校講師講義ノ筆記ヲ印刷シテ之ヲ頒ツ第三十九條 種類 講義錄ハ第一級講義錄第三級講義錄第三年講義錄ノ三種トス但第三級講義錄ハ明治二十年九月ヨリ之ヲ出版ス

第四十條 出版日 第一級講義錄ハ毎土曜日ニ發兌シ第二級講義錄ハ毎水曜日ニ之ヲ發兌ス

第四十一條 紙數 講義錄ハ都テ一冊ノ紙數九十二條記載事件 講義錄ハ講義ヲ記

載スルノ外本校ノ記事及廣告類ヲ記載スルモノトス

第二款 校外生入學在學規則

第四十三條 通則 何人ニ限ラス本規則ニ從ヒ校外生タラント欲スルモノハ試驗ヲ要セス何時ニテモ入學ヲ許ス

第四十四條 教科及修業年限 教科及修業年限ハ校內生ニ同シ

第四十五條 講義錄配付 校外生ニハ每週一回英吉利法律講義錄ヲ配付スヘシ

第四十六條 證書 校外生ニシテ就學證書又ハ卒業證書ヲ受ケント欲スルモノハ望ニ依リ試驗ノ上之ヲ授與スヘシ

第四十七條 入學手續 校外生タラント欲スルモノハ其氏名、族籍住所、年齢ヲ記シタル入學證ニ束修並一ヶ月分月謝ヲ添ヘ申込ムヘシ

第四十八條 校外生入學

私儀今般貴校へ入學御許可相成候上ハ在學中御規則堅ク相守可申候仍テ證書如此候也

年月日

姓名 年印

英吉利法律學校御中

第四十九條東修 校外生ハ東修金五拾錢

ヲ納ムヘシ

第五十條月謝 校外生ハ毎月翌月分ノ月

謝金七拾錢ヲ納ムヘシ

但前納セサルモノハ講義録ノ配付ヲ

見合スヘシ

第五十一條増金 將來印刷費遞送費等増

加スルトキハ豫メ通知シテ相當ノ増金ヲ

納メシムルコトアルヘシ

第五十二條月謝金不返付 既ニ受領シタ

ル月謝金ハ假令本人ノ都合ニヨリテ退學

スト雖之ヲ返付セス

第五十三條住所通知 住所ヲ轉シ又ハ氏

名ヲ改稱スルモノハ速ニ本校講義録掛ヘ

通知スヘシ

第五十四條月謝金遲滞 月謝金不納ニケ

月以上ニ及フトキハ退校生ト見做スヘシ

テ納付スルコトヲ禁ス

通運會社ニ托シ貨幣ヲ送致スルモノハ配

達料一錢ヲ添ヘ拂込ムヘシ

第三款 校外生質問規則

第五十七條通則 本校々外生講義録ニ登

載スル諸課目ニ限リ疑問アルトキハ通信

ヲ以テ之ヲ質スコトヲ得但擬律擬判ノ問

ハ一切答案ヲ付セサルモノトス

第五十八條質問信書 質問信書ニハ講義

録ノ號數合本ニ爲シタルタメ號數ノ見課目丁數

ヲ示シ疑問ノ要點ヲ明瞭ニ記載スヘシ

第五十九條答案 凡質問ハ質問委員ニ於

テ其難易ヲ判別シ主旨自ラ明瞭ナリト認

ムルモノ若クハ質問通信ノ文意了解シ難

キモノハ答案ヲ付セサルヘシ

第六十條問答記載 質問及答案ハ時々講

義録ノ紙尾ニ登錄スヘシ

第六十一條質問信書名宛 質問信書ハ本

校質問委員ニ宛テ郵送スヘシ

廣 告

全本郷春木町三丁目

支店

智トシテ送致スルモノハ東京神田區錦町
二丁目二番地英吉利法律學校檢計鋼山兼
校外生諸君ハ特別廉價檢計鋼山兼
賣渡ス 但郵税金三十二錢

現今獨逸ニ於テ法理學ノ泰斗ト仰カル、
博士イエリング氏曾テ謂ヘルコトアリ
曰羅馬ハ三タヒ世界ニ號令シ世界ヲ統一
セリ第一回ハ武威ヲ以テシ第二回ハ教權
ヲ以テシ第三回ハ法律ヲ以テセリト英吉
利ノ法理學士メイ氏モ亦曰羅馬法ハ
古來尊重敬禮ヲ以テ遇セラレサルノ世ナ
ク泰西諸國法律ノ大部分ハ實ニ羅馬法ニ
根據スル者ナリト蓋目今我國ノ制度ハ模
範ヲ歐米ノ法律ニ取リテ益改良進歩セン
ト欲スル者ナレハ羅馬法ノ我國ニ進入ス
ル勢避ク可カラサルノコトタリ然ラハ則
世ノ法律ノ學ニ從事シ我國ノ法律制度ノ
改進ヲ以テ自ラ任セント欲スルノ士ハ豈
一日モ羅馬法ノ攷究ヲ緩慢ニ付シテ可ナ
ランヤ唯憾ラクハ羅馬法ノ邦語ヲ以テ綴
リタル者世甚稀ナリ本書ハ則テ法學士渡邊
安積君カ先キニ東京大學ニ於テ講述シタ
ルモノヲ修正補綴シタル所ニ係リ羅馬法
ノ原理要則ヲ彙集分析シ其明晰ナル歷々

訴訟鑑定約定起算相談

ばりすとる 法學士 增島六一郎 英米
ノ實地ヲ研究スルノ後 第一着 誤リタ
我訴訟ノ有様ヲ見ルニ 殊ニ然
終ヒニ救フニ道ナ 地方事件 依テ通
キモノ少ナカラス

信局 代理 鑑定辯護立 内外商業
取引等ニ關 相談 害失敗ヲ 未萌 助カチ爲
シ當初ヨリ 船船輻輳ノ中央ニ於 衝
且英國 倫敦 實地ニ專ラ研究シタル 衝
突保險 等ニ關スル訴訟ハ專務 遠地ノ
君ト雖事件ノ情况ヲ 回答 セン但シ規則
御記送アラハ急速ニ 書ハ御申越次
第進呈スヘシ

東京日本橋區 本局 横濱居留地 出張所
檜物町六番地 六十番館

20131022

法學士渡邊安積講義

アンソ 氏契約法 第十四編 定價金拾錢 郵税金貳錢

第一、四、六、七、八、九、十一編ハ各八錢ツ、
第二、三、五、十、十二、十三編ハ各十錢ツ、
アンソ 氏契約法ハ英吉利契約書中最モ
新シク最モ精覈ノモノニシテ英國大學校
我帝國法科大學及英吉利法律學校等ニ於
テ教課書トナス者ナリ本書ハ慣習法衡平
法制定條例等ノ中ヨリ契約ニ關スル規則
ハ悉ク綱羅シ英國現行法ハ一モ洩ス所ナ
シ●本書ハ先キニ出版ニ着手シタル以來
大ニ江湖諸君ノ愛讀ヲ辱シ許多ノ冊數ヲ
賣盡シタルニ不幸ニモ講義者事故アリテ
久シク中絶ノ姿ニ相成リ愛讀諸君ヨリ頻
リニ督促ヲ蒙リ恐縮ノ至リニ堪ヘス然ル
ニ今日ヨリ再ヒ舊業ヲ繼キ續々殘編ヲ出
版シ速ニ竣功スルコトヲ期スヘシ
但初編ヨリ御入用ノ御方ヘハ全部取揃ヘ
差出可申候

神田區神保町一番地

錦水堂

THE IGIRISU HORITSU
GAKKO TEXT-BOOK 英文法

律書

第一號第二號第三號出版セリ●第一號目
次○ブラツクスストーン氏英法註釋○スミ
ス氏商法○スミス氏訴訟法●第二號目次
ブラツクスストーン氏英法註釋○マークビ
ー氏法律論綱○アンダーヒル氏私犯法○
氏アンソン氏契約法●第三號目次○アン
ダーヒル氏私犯法○アンソン氏契約法○
ブルーム氏英法註釋○スミス氏商法○
神田錦町 神田小川町通
英吉利法律學校 錦水堂

明治十九年十一月廿日 (定價金貳拾錢)

持主 增島六一郎
印刷人 大谷木備一郎
編輯人 澁谷慥爾
發行所 神田錦町貳丁目貳番地 英吉利法律學校